

「従軍慰安婦」問題の歴史的究明

日本の戦争責任資料センター案

序 研究の目的

I. 軍慰安所の開設と展開

1. 軍慰安所の拡大
2. 軍慰安所の置かれた地域と「従軍慰安婦」の民族別
3. 軍慰安所のタイプと日本国家の責任
4. 日本軍が軍慰安所を必要とした理由

II. 植民地・占領地の女性が「従軍慰安婦」にされた理由

III. 「従軍慰安婦」政策立案・徴集・使役の指揮命令系統

1. 問題の所在
2. 海外各派遣軍による軍慰安所設置・「従軍慰安婦」徴集の指揮命令系統（陸軍）
3. 海外各派遣軍と陸軍中央との関係
4. 陸軍中央による「従軍慰安婦」政策の統制と直接指揮
5. 「従軍慰安婦」徴集の指揮命令系統（海軍）
6. 内務省・朝鮮総督府・台湾総督府の関与
7. 「従軍慰安婦」使役に関する責任の所在

IV. 徴集の方法

1. 植民地の場合
 - (1) 朝鮮人女性の徴集
 - (a) 徴集の実例
 - (b) 歴史的背景
 - (2) 台湾人女性の徴集
2. 占領地の場合
 - (1) 中国人女性の徴集
 - (2) 東南アジア・太平洋における徴集
 - (3) 日本人女性の徴集

V. 軍慰安所における生活実態

1. 軍慰安所の形態
2. 軍慰安所の名称
3. 軍慰安所の建物
4. 軍慰安所利用規定
5. 「従軍慰安婦」の拘束状況
6. 「従軍慰安婦」の待遇
 - (1) 労働時間
 - (2) 休日
 - (3) 報酬
7. 「慰安」の強要
8. 一日に強要された「慰安」の回数

- 9. 性病検査
- 10. 妊娠
- 11. 麻薬
- VI. 日本人、白人、その他のアジア人「従軍慰安婦」における人権侵害の異同
 - 1. 日本人「従軍慰安婦」
 - (1) 徴集時の状況と背景
 - (2) 慰安所での待遇・報酬
 - (3) 敗戦後の処遇
 - 2. 他のアジア人「従軍慰安婦」
 - (1) 植民地・朝鮮の場合
 - (a) 徴集時の状況
 - (b) 慰安所での待遇・報酬
 - (c) 敗戦後の処遇
 - (2) 占領地中国・フィリピンの場合
 - (a) 中国
 - ①徴集時の状況
 - ②慰安所での待遇・報酬
 - ③敗戦後の処遇
 - (b) フィリピン
 - ①徴集時の状況
 - ②慰安所での待遇・報酬
 - ③敗戦後の処遇
 - 3. 白人「従軍慰安婦」
 - (a) 徴集時の状況
 - (b) 慰安所での待遇・報酬
 - (c) 軍慰安所からの「解放」
- VII. 「産業慰安婦」
- VIII. 慰安所生活に起因する後遺症
- IX. 結論
- 附属資料

序 研究の目的

この研究は、「従軍慰安婦」問題の本質を明らかにするために、「従軍慰安婦」の全体像を提示することを目的とする。確実な公文書によって確認されるところによれば、「従軍慰安婦」制度は、少なくとも1932年初めには創設され、1945年8月の日本の降伏まで存在した。この制度の下で、「従軍慰安婦」たちは、日本軍の将兵・軍属によって、日々輪姦されつづけた。そして、日本の降伏後は、自らが「従軍慰安婦」であったという事実を訴えようとすれば、自己の生活基盤を完全に喪失しなければならないような環境の下におかれた。こうして、元「従軍慰安婦」たちは、軍慰安所で受けた肉体的・精神的な深い傷害によって、現在に至るまで苦しみ続けているが、それを訴えることすらできない状態のままに放置されてきた。

1992年まで、日本政府は、「従軍慰安婦」についての一切の関与と責任をを否定していたが、韓国における女性運動の結果、1991年に元「慰安婦」がはじめて公然と名乗りをあげ、日本政府に賠償を求めるにいたった。また、1992年には、日本軍・日本政府が軍慰安所の設置・管理・運営、「従軍慰安婦」の徴集に深く関与していたことを示す公文書が民間人によって発見されたことから、関与の事実を認めざるをえなくなった。その後、日本政府は一定の資料調査を行い、1992年7月7日には調査結果を発表した。しかし、その調査は大変ずさんであり、その後も民間から次々に政府所管の新資料が発見されたために、調査を継続せざるをえなくなった。1993年8月4日の日本政府の第二次調査結果発表では、「従軍慰安婦」の徴集・使役が強制的に行われたことを認めざるをえなくなった（同日付の内閣官房長官談話・内閣外政審議室「いわゆる従軍慰安婦問題について」参照）。

しかし、政府は、重要な資料を非公開・未調査のままに放置して、また、被害者である元「従軍慰安婦」からのヒアリングも、韓国の元「従軍慰安婦」のごく一部から行っただけで打ち切ってしまった。さらに、日本政府・日本軍による「従軍慰安婦」制度の創設・運用、「従軍慰安婦」の強制徴集・強制使役が国際法に違反していたこと、あるいは戦争犯罪であったこと、人道に対する罪であったことを未だに認めておらず、この重大人権侵害の被害者に賠償することを拒否している。そこで、この研究では、このような問題を考察する上で、必要不可欠な歴史的事実を多面的に提示することとしたい（法律上の問題は別稿で検討する）。

なお、「従軍慰安婦」という用語は、その実態を示す用語としては不適當であり、正確には「軍用性的奴隷」とすべきであるが、「従軍慰安婦」という用語がこれまで使われてきたという歴史を考慮しつつ、それを批判するという意味で括弧をつけて用いることにする。

I. 軍慰安所の開設と展開

1. 軍慰安所の拡大

軍慰安所はいつ開設され、どのように展開していったらうか。1931年、日本は満州事変とよばれる、中国東北（「満州」）に対する侵略戦争をおこすが、翌年1月、上海に戦闘が拡大した。この時、つまり1932年初めに上海に派遣された日本陸海軍は、軍慰安所を設置した(1)。これが確実な資料によって確認される最初の事例である。中国東北でも順次、軍慰安所が設置されていった。

1937年7月、日本は中国に対する全面的な戦争を開始した。またたく間に八〇万もの兵力が中国大陆に派遣されるが、これに応じて、1937年末から中国における占領地に、日本軍は軍慰安所を設置する。

1941年12月、日本はアメリカ・イギリス・オランダなどに対して戦争をおこし、東南アジア・太平洋の広大な地域を占領した。1942年初めから、日本軍が占領したこれらの地域に軍慰安所が次々に設置される。

2. 軍慰安所の置かれた地域と「従軍慰安婦」の民族別

現在、日本・アメリカ・オランダ・オーストラリアの公文書によって、軍慰安所の存在が確認されている地域は、中国、香港、厦門、フランス領インドシナ、フィリピン、マレー、シンガポール、英領ボルネオ、オランダ領東インド、ビルマ、タイ、太平洋地域の東部ニューギニア地区、日本の沖縄諸島・小笠原諸島・千島列島（現在ロシア領）・北海道である。しかし、戦争のために大量の日本軍が派遣された所には、どこでも軍慰安所が設置されたと考えられる。日本の旧軍人の回想録によれば、当時日本の委任統治領であった太平洋のトラック島・コロール島・サイパン島やアメリカ領のグアム島、インド領のニコバル諸島にも慰安所が設置された。

「従軍慰安婦」として徴集された女性たちは、日本人・朝鮮人・台湾人・中国人・フィリピン人・インドネシア人・ベトナム人・オランダ人が、公文書によって確認されており、オーストラリア人看護婦が「従軍慰安婦」となるよう強要されたこともあきらかになっている(2)。これ以外に、日本軍が占領した各地域で、地元の女性たちが「従軍慰安婦」にされたと思われる。旧軍人の回想録によれば、ビルマ人・インド人も「従軍慰安婦」にされたことがわかる。

「従軍慰安婦」の総数は10万とも20万ともいわれるが、資料がないのでよくわからない。なぜなら、日本軍は戦争犯罪の追及をおそれて敗戦直後重要な資料を焼却したし、現在残っているものでも日本政府はその多くを公開していないからである。民族別の比率もよくわからないが、少ない資料から、試みに推定してみよう。日本軍の資料によれば、中国戦線で性病にかかった日本軍人は、1940年に1万4755人いた。性病感染時の「相手女」として軍があげている数字をみると（不明を除く）、朝鮮人51.8%、中国人36.0%、日本人12.2%となる(3)。これは一例であるが、「従軍慰安婦」の大多数を占めるのは、日本人ではなく、最も多いのは朝鮮人であり、これに次いで中国人をはじめとする占領地の女性たちであったことは確実である。

3. 軍慰安所のタイプと国家の責任

日本軍人が利用した軍慰安所には三つのタイプがあった。第一は軍直営の慰安所、第二は、形式上民間業者が経営するが、軍が管理・統制する軍人・軍属専用の慰安所、第三は、一般人も利用するが軍が指定した軍利用の慰安所で、軍が特別の便宜を求める慰安所である。このうち、第一・第二の軍直営・軍専用の慰安所の「従軍慰安婦」に関しては、日本国家に責任があり、第三の軍利用の慰安所に関しては利用の程度に応じて責任があることになる。軍慰安所でもっとも多かったのは、第二のタイプであった。

4. 日本軍が慰安所を必要とした理由

日本軍が慰安所を必要とした理由は四つある。第一は、占領地で日本軍人による強姦事件が多発したことであった。広範囲に慰安所を設置するきっかけとなったのは、1937年12月の南京大虐殺と関係がある。1937年8月から10月にかけての激しい上海攻防戦のあと、日本軍は南京にむけて侵攻したが、10月から12月にかけて、日本軍の進撃ルートとなった揚子江一帯は、日本軍による虐殺・強姦・掠奪・放火などの極めて多くの不法行為が行われた。中でも強姦は弁明不能な違法行為であり、盗賊でも強姦はしないといわれる厳しい倫理観をもつ中国人の間に激しい憤激をよんだ。このような事態にあわてた日本軍は軍慰安所の設置にのりだしたのである。中支那方面軍は、この前後に慰安施設をつくるよう指示している(4)。

一九三八年六月、数十万の兵員をもつ北支那方面軍の参謀長は、指揮下の各部隊に対する通牒で、北部中国で日本軍人が頻繁に強姦事件をおこすので、占領地の中国民衆が日本軍から離反しているとのべ、強姦事件を防止するために、なるべく速やかに性的慰安施設をつくれと指示している(5)。

本来、強姦事件防止には、犯罪への厳重処罰、および軍隊内の人権の確立と兵士の待遇改善で対処すべきだが、日本軍はこのような処置を取るのではなく、軍慰安所をつくり、特定の女性を継続的に長期間輪姦するという方法で対処し、別の重大な人権侵害を起こしたのである。

第二の理由は、将兵への「慰安」の提供であった。日本が開始した戦争は、大義名分のない侵略戦争であり、また、勝利の見通しのない無謀な戦争であった。このような戦争に、休暇制度もないまま、長期間戦場に将兵を釘づけしておくために、性的な慰安が必要だと、日本軍は考えた(6)。日本軍は、将兵が日本に一時帰国できる休暇制度が必要なことは知っていたが、ごく一部の例外を除いて、殆ど実現しなかった。健全なアメニティー施設が必要だとの軍医たちの提言が提出されたが、殆ど実現されなかった。抑圧的な兵営環境を改め無権利状態におかれている兵士の人権を保障する措置は検討さえされなかった。兵士に対する戦時国際法の教育はなされなかった。こうして、強姦事件をなくするための措置は全くとられることなく、軍慰安所のみが増えて行った。

第三の理由は、性病問題である。民間の売春宿を利用すれば性病が蔓延し、将兵の治療に時間がかかり、大幅に戦力が落ちること(7)、また、将兵の帰還の際、性病が日本国内に流入すれば、日本民族の将来に係わることから(8)、軍管理の慰安所をつくる必要があった。軍は民間の売春宿の利用を禁止し、軍医は定期的に「従軍慰安婦」の性病検査を行い、兵士にはコンドームの使用などの予防策を講じさせた。

第四の理由は、軍の機密保持・スパイ防止である。将兵が占領地にある民間の売春宿に通うと、地元の「売春婦」を通じて将兵から軍事上の機密が漏れるおそれが大きくなるので、軍は自ら慰安所を作り、それを常時監督統制したのである(9)。軍慰安所には憲兵などが定期的に立ち寄り、将兵と「従軍慰安婦」との関係や経営内容を点検した。スパイ防止のためには、「従軍慰安婦」は日本臣民(日本人・朝鮮人・台湾人)であることがのぞましかったが、人数がたりないので、現地の女性を徴集した。そこで、慰安所の監督統制がなおさら不可欠となった。

Ⅱ．植民地・占領地の女性が「従軍慰安婦」にされた理由

なぜ植民地(朝鮮・台湾)の女性や占領地(中国・東南アジア)の女性が多く「従軍慰安婦」にされたのだろうか。その第一の理由は、人種(民族)差別である。いわゆる「売春婦」ではない未婚の日本人女性を「従軍慰安婦」にするという発想は、日本軍にとって有り得なかった。そのようなことをすれば、日本軍に対する日本人の信頼感が崩壊するからである。しかし、日本人以外であれば、そのような考慮は払われなかった。

第二に考えられるのは、国際法上の制約である。日本とその植民地であった朝鮮・台湾に対し、中国に派遣された日本軍は、民間業者を選んで送り、彼ら業者は一九三七年末から、「従軍慰安婦」の徴集を開始した。ところが、日本は一九一〇年に締結された「醜業を行はしむる為の婦女売買取締に関する国際条約」や一九二一年に締結された「婦人・児童の売買禁止に関する国際条約」に加入していた。

売春を目的とする婦人・児童の売買を禁止するこの条約があるため、警察の総元締めである内務省警保局長は一九三八年二月、通牒を各府県知事に出した(10)。それは、日本内地からの「従軍慰安婦」の渡航に際しては、二歳以上の女性で、かつ、いわゆる「売春婦」に限って各警察署は身分証明書を発給する、というものであった。ということは、売春を目的とする満二歳未満の女性はずべて、また満21歳以上の場合もいわゆる「売春婦」でない女性に対しては、各警察署は身分証明書を発給してはならない、ということになる。

こうして、日本本土からの「従軍慰安婦」徴集は、極めて限定された。しかし、この国際条約には、宣言をすればこの条約を植民地に適用しなくてもよいとの規定があった。日本政府はこの規定を採用して、この条約を朝鮮・台湾には適用しないと宣言したので、朝鮮・台湾での女性の徴集には制限がないと、日本政府と日本軍および朝鮮総督府・台湾総督府は勝手に解釈した。占領地でも日本政府・日本軍は国際法を無視して、全く制限はないと勝手に判断して行動した。こうして、売春経験のない女性や未成年の女性が、日本内地以外から多数徴集された。日本軍にとって、性病の蔓延を防ぐためには、その方が好都合であった。

現在、日本で裁判を起こしている九名の韓国人元「慰安婦」たちは、その訴状によれば、全員が徴集当時二歳未満の未成年であった。日本陸軍の公文書によれば、台湾から一四歳の少女が中国大陸南部に連行されている(11)。フィリピンのパナイ島イロイロ市にあった軍慰安所には、朝鮮人あるいは台湾人と推定される一五歳の「従軍慰安婦」がいたことが確認されている(12)。また、同市あった別の軍慰安所のフィリピン人「従軍慰安婦」一三名のうち一〇名が二歳未満で、最低年齢は一六歳であった(13)。

(1) 岡部直三郎『岡部直三郎大将の日記』1982年、芙蓉書房、東京、p. 23。在上海日本総領事館「1936年中における在留邦人の特殊婦女の状況およびその取り締まり」、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』1992年、大月書店、東京、pp. 91-92。

(2) これら資料については、オーストラリア人看護婦のケースを含めて、吉見編『従軍慰安婦資料集』参照。ベトナム人「従軍慰安婦」に関する公文書は西野留美子『従軍慰安婦と十五年戦争』（1993年、明石書店、東京）に写真版資料として掲載されている。

(3) 大本営陸軍部研究班「支那事変に於ける軍紀風紀の見地より観察せる性病に就て」1940年10月、防衛庁防衛研究所図書館所蔵。性病の感染源は日本軍人である場合が多かったが、これは、性病にかかっていない兵士が最初に感染したときの相手女性の調査である。人数は、朝鮮人女性4381人・中国人女性3050人・日本人女性1032人である（日本人は2418人だが、日本内地での感染比率が9.4%なので、これに相当する1387人を減ずれば、中国での感染源となった日本人女性は1031人となる、朝鮮人は4403人だが、朝鮮での感染比率0.15%を勘案して22人を減じた）。「国籍不明（公私娼婦）」3751人・不詳1133人を除く。相手女性が総て「従軍慰安婦」ではないが、大多数が「従軍慰安婦」と思われる。

(4) 飯沼守上海派遣軍参謀長の日記、1937年12月11日、南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』1989年、偕行社、東京、p. 211。

(5) 岡部直三郎北支那方面軍参謀長「軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件通牒」1938年6月27日、『従軍慰安婦資料集』pp. 209-210。

(6) 早尾庸雄軍医中尉「戦場における特殊現象とその対策」1939年6月、『従軍慰安婦資料集』p. 232。早尾軍医中尉は「要するに戦場生活は殺風景だから気が荒くなる、これを抑えるためには兵に女を抱かせるより善い策はないとした」としている。

(7) 北支那方面軍軍医部「幹部に対する衛生教育順序」1940年2月、『従軍慰安婦資料集』p. 237。性病患者の入院日数は平均86日に達するとし、大幅に戦力が落ちることに注意しなければならない、としている。

(8) 陸軍省副官通牒「大東亜戦争関係将兵の性病処置に関する件」1942年6月18日、pp. 171-172。

(9) 独立自動車第四二大隊第一中隊「陣中日誌」1942年7月分によれば、シンガポールにいた第25軍司令部は、軍慰安所設置の理由として「風紀の肅正並びに防諜及び悪疾予防」をあげ、7月4日以降民間の売春宿を将兵が利用することを禁止するとの命令を出している。軍慰安所設置の目的が強姦防止・性病予防とともに「防諜」にあったことを明示している例である（『従軍慰安婦資料集』p. 354）。

(10) 内務省警保局長「支那渡航婦女の取扱いに関する件」1938年2月23日、『従軍慰安婦資料集』pp. 102-103。

(11) 足立茂一欽州憲兵分遣隊長「呼寄証明書」1940年6月28日、『従軍慰安婦資料集』pp. 135-137。

(12) イロイロ兵站支部医務室「性病検査成績の件」1942年9月27日、『従軍慰安婦資料集』p. 304。

(13) 同上、pp. 302。

Ⅲ. 「従軍慰安婦」政策立案・徴集・使役の指揮命令系統

1. 問題の所在

まず、「従軍慰安婦」政策立案・徴集・使役の指揮命令系統を分析することは、「従軍慰安婦」制度をつくり、運用した主体はだれであるか、徴集と使役に強制があり、あるいはそれが国際法に違反しているとすれば、その責任はだれにあるか、を明らかにすることになる。

しかし、この研究には、現在までのところ重大な研究上の制約がある。最大の制約は、政府所管資料がごく一部分しか公開されていない点にある。第一に防衛庁資料に非公開のものが相当ある。中でも数千冊あるという軍人の業務日誌・陣中日誌など日記類が非公開のため、研究が進まない。その調査ができれば、真相は相当明らかになると思う。第二に警察資料が非公開のままである。第三に朝鮮総督府・台湾総督府を管轄していた拓務省・内務省資料が殆ど出てきていない。第四に労働省・厚生省・大蔵省などに関連資料があると思われるが、非公開のため調査ができない。また、この制度の創設・運用・「慰安婦」の徴集に関わった関係者の多くが口を閉ざしている現状では、真相の解明には困難が伴う。このような条件の下での研究なので、大きな制約がある。

2. 海外各派遣軍による「軍慰安所」設置・「従軍慰安婦」徴集の指揮系統（陸軍）

「軍慰安所」の設置ないし「従軍慰安婦」の徴集の指示がどのようになされたかを、1942年はじめまでの陸軍の場合について、判明している典型的な5つの事例を手がかりに検討したい。

まず、1932年3月、岡村寧次上海派遣軍参謀副長や岡部直三郎高級参謀は、上海に「陸軍慰安所」を作る指示を出し、永見俊徳参謀が設置にあたっている1)。上海派遣軍の司令官は、松井石根大将であった。

1937年12月、中支那方面軍（司令官松井石根大将・参謀長塚田攻少将）は「軍慰安所」設置の指示をだし、これを受けた上海派遣軍では、参謀第2課（後方担当）が案を作り、参謀の長勇中佐が南京の慰安所設置にあたっている2)。松井石根軍司令官は、1937年12月に起こった南京大虐殺の責任を問われて、戦後に東京で開かれた極東国際軍事裁判で死刑判決をうけているが、「従軍慰安婦」問題でも、軍司令官松井石根大将に重大な責任があることになる。（派遣軍の行為が軍司令官の責任に帰するという点は、以下同様）。

同じ時期、第10軍参謀の寺田中佐は憲兵を指揮して湖州（南京付近）に慰安所を設置した3)。ここで最初に徴集された「従軍慰安婦」は中国人だった。なお、第10軍司令官は柳川平助中將である。

1938年6月、北支那方面軍参謀長の岡部直三郎中將は、指揮下の数十万の各部隊に「軍慰安所」設置の指示をだしている4)。この時の軍司令官は寺内寿一大将だった。

1941年7月頃、関東軍（司令官梅津美治郎中將、参謀長吉本貞一中將）は、2万人の朝鮮人「従軍慰安婦」を徴集しようと計画し、原善四郎参謀は朝鮮総督府に依頼して、8千人の朝鮮人「従軍慰安婦」を集め、中国東北（いわゆる満州）に送ったといわれている5)。このことを示す原資料は発見されておらず、原元参謀の証言を記した著書があるだけだが、もしこれが事実であるとすれば、短期間の徴集であるため、総督府の職員が徴集

に深く関わったはずである。なお、この時の朝鮮総督は南次郎大将であった。

最期に、1942年3月、南方軍は東南アジア・太平洋の各地に「従軍慰安婦」を配置することとし、台湾軍司令部に対してはボルネオへ送る「従軍慰安婦」50名（後に追加20名）を要求した。これをうけて、台湾軍司令官（安藤利吉中將）と台湾軍参謀長（樋口敬七郎少將）は、憲兵に命じて業者3名を選定し、70名の台湾人「従軍慰安婦」をボルネオに送っている6）。南方軍の総司令官は寺内寿一大将、総参謀長は塚田攻中將であった。

以上から次のことが分かる。「軍慰安所」設置・「従軍慰安婦」徴集の指示は、第一次上海事変の時は上海派遣軍が出し、日中戦争の初期には中支那方面軍や北支那方面軍が出した。1941年の対ソ戦準備の際には関東軍が出したと推測される。アジア太平洋戦争開始直後の1942年には南方軍が出した。このことから、陸軍では各派遣軍（作戦軍）の最高指導部（参謀部）が指示していたことがわかる。これら各派遣軍（作戦軍）は天皇に直隷し、軍令（作戦）関係については参謀総長の、軍政関係については陸軍大臣の区処（特定事項を天皇から委任されて指示すること）をうけていた。

次に、より具体的な「従軍慰安婦」徴集方法をみると、まず、占領地の住民を徴集する場合、各派遣軍の指示を受けて、指揮下の軍や師団・旅団・聯隊などの後方参謀が憲兵を指揮して、占領地の村長など地元の有力者に命じて、住民の中から「従軍慰安婦」を徴集するのが一般的であった。軍の指示で、しかもいわゆる「売春婦」ではないふつうの女性を集めるのが一般的だったから、徴集は本人の同意をえない強制的徴集になった。たとえば、最近、ある軍医の日記によれば、華中のある村では、いわゆる「売春婦」ではない地元の女性たちが強制的に徴集された様子がうかがわれる。日記には次のように書かれている。

「〔最初の性病検査の際〕局部の内診になると、ますます恥ずかしがって、なかなか褲子（ズボン）をぬがない。通訳と〔治安〕維持会長が怒鳴りつけてやっとぬがせる。寝台に仰臥位にして触診すると、夢中になって手をひっ掻く。見ると泣いている。部屋を出てからもしばらく泣いていたそうである。次の姑娘も同様でこっちも泣きたいくらいである。……保長や維持会長たちから、村の治安のためと懇々と説得され、泣く泣くきたのであろうか？……こういう仕事は自分には向かないし、人間性を蹂躪しているという意識が、念頭から離れない。」7)

なお、占領地の憲兵は、各派遣軍（関東軍を含む）の軍司令官が指揮した。

次に、第二の徴集方法をみると、各派遣軍が選定した業者が、朝鮮・台湾・日本に送りこまれ、そこで憲兵・警察の支援を受けて、または憲兵・警察が業者と連携して、「従軍慰安婦」を徴集したと思われる。現地軍が業者の選定を行う場合は、軍が行うのが一般的だが、師団・旅団・聯隊などが行う場合もあったと思われる。朝鮮・台湾での憲兵の「従軍慰安婦」徴集業務への従事は、各総督府が事実上了解していたものと推定される。しかし、朝鮮での徴集の実態は、具体的な資料がでてきていないので、よくわからない。

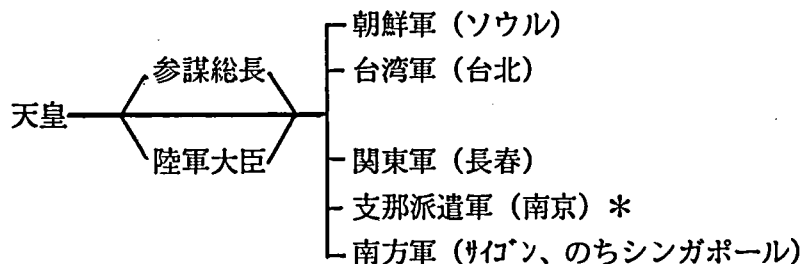
業者の選定は、各派遣軍の要求により、朝鮮軍司令部・台湾軍司令部が行う場合もあった。業者は軍または在外公館（領事館）が発行する許可証または証明書を必ずもっていなければならない8）。

なお、朝鮮軍司令官・台湾軍司令官は天皇に直隷し、軍令関係については参謀総長の、

軍政関係については陸軍大臣の区処（指示）をうけていた。

陸軍大臣は日本内地の憲兵を指揮し、朝鮮・台湾の憲兵の人事・服務などを管轄した。朝鮮軍司令官は朝鮮憲兵隊司令官を指揮し、台湾軍司令官は台湾憲兵隊長を指揮した。

参考図：陸軍の海外部隊指揮系統（1942年）



*支那派遣軍は、中支那派遣軍を中心にして北支那方面軍（北京）と第23軍（広州）を指揮下におさめて1939年9月に設置された。

3. 海外各派遣軍と陸軍中央との関係

各派遣軍は天皇の命令で出動し、参謀総長の助言に基づく、天皇の命令で作戦に従事した。「従軍慰安婦」関係は、各派遣軍の参謀部（とくに後方参謀）が担当し、必要に応じ、陸軍省が指示を出して、統制した。各派遣軍に対する指揮権は天皇が持っているが、天皇から権限の一部を委任されて、参謀総長が軍令（作戦）関係を、陸軍大臣が軍政関係を担任した。そこで、現地の軍司令官の権限は、天皇から授権されているのだが、直接的には軍政関係は陸軍大臣から、軍令関係は参謀総長から授権されたと判断される。

4. 陸軍中央による「従軍慰安婦」政策の統制と直接指揮

陸軍省では、最初は、軍紀風紀の維持の点から兵務局が、衛生管理・性病蔓延防止の点から医務局が、指示をだして関与していった。

まず、兵務局兵務課が立案した「軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件」という文書によれば、これは陸軍省副官通牒として北支那方面軍・中支那派遣軍あてに、1938年3月4日、出されている8)。これによれば、陸軍省は、①派遣軍が選定した業者が、誘拐まがいの方法で、日本内地で「従軍慰安婦」の募集を行っていることを知っており、②日本軍に対する国民の信頼が崩れることを防ぐために、各派遣軍（現地軍）が徴集業務を統制し、業者の選定をもっとしっかりするよう指示し、③徴集の際、業者と警察・憲兵との連携を密にするよう指示している。つまり、陸軍省は、強制徴集（物理的な強制のみならず、騙したり、精神的な強制を加える場合を含む）の事実をつかんでおり、それを防止する義務があったことになる。しかし、この指示は朝鮮・台湾には出されなかった。少なくともそのような指示が出されたことを示す文書は発見されていない。このことは、陸軍省が朝鮮・台湾では、強制徴集を防ぐための措置を何もとらなかったことを意味している。これは重大な義務違反ということになる。

なお、この通牒を発出した陸軍省副官は櫛淵鑑一大佐、決裁したのは梅津美治郎陸軍次官（敗戦時の参謀総長で戦艦ミズーリ号で降伏文書に署名した人物）、今村均兵務局長であ

った。この通牒は、杉山元陸軍大臣の委任を受けてだされたものであった。

次に、1940年9月19日、陸軍省副官川原直一大佐から陸軍各部隊に教育参考資料として送達された「支那事変ノ経験ヨリ見タル軍紀振作対策」は、「掠奪、強姦、放火、俘虜惨殺等」の日本軍人による不法行為が多発していることを認めている10)。このうち、強姦の多発は「軍慰安所」設置と密接な関係があるが、その後も各地での強姦がやまず、「軍慰安所」が次々に設置されたことは、陸軍中央による強姦防止の実効ある措置がとられなかったからであり、「軍慰安所」が継続的に維持されたことは、各派遣軍の軍司令官に責任があり、また陸軍大臣に十分な防止措置をとらなかった責任、監督不行き届きの責任があることになる。また、この公文書で、陸軍省は、「軍慰安所」の監督指導の適否は「志気ノ振興、軍紀ノ維持、犯罪及性病ノ予防等ニ影響スル所大ナルヲ思ハサルヘカラス」として、その必要性を積極的に是認している点で11)、つまり「軍慰安所」での継続的な人権侵害を、是認あるいは防止しようとしていない点で陸軍大臣の責任は免れない。当時の陸軍大臣は東条英機大将であった。

次に、今年6月になって、私たちが新たに発見した陸軍省幹部の業務日誌によれば、1941年末のアジア太平洋戦争開始以降、陸軍省までもが直接、慰安所の開設に乗りだしていることが判明した。すなわち、金原節三陸軍省医務局医事課長（1941年11月8日以前は医事課員）の「業務日誌摘録」によれば、開戦を想定してオランダ領東インド（インドネシア）を密かに視察した深田軍医少佐は、帰国して1941年7月26日に、日本軍人による強姦防止と日本軍人への性病蔓延防止とのために、慰安所をインドネシア占領後に設置し、村長に割り当てて慰安婦を徴集するよう、陸軍省に提言している12)。村長に割り当てるとするのは、強制徴集するということにほかならない。

次に、東郷茂徳外務大臣が「従軍慰安婦」の渡航は軍の証明書で行うように指示していることから、1942年以降東南アジアに渡航する場合、旅券は必要ではなくなり、軍の許可（証明書）のみで渡航するようになった13)。いいかえれば、「従軍慰安婦」は軍の許可なくしては、少なくとも東南アジアには絶対行けなくなったのである。軍管理の性格が一層強くなったことになる。

次に、先にみた1942年の台湾軍のボルネオ行き「従軍慰安婦」徴集の際、業者と「従軍慰安婦」の渡航許可を台湾軍が申請しているが、これに対し、陸軍省は許可している（副官名で通達）11)。これには田中隆吉兵務局長の決裁印と川原直一副官の決行指定印がある。つまり、アジア太平洋戦争に際しては「従軍慰安婦」・業者の渡航のためには、陸軍省の許可までもが必要な場合があったのである。この時の陸軍大臣は、総理大臣の東条英機大将が兼務しており、許可の最終責任は彼にある。

1942年6月18日の陸軍省副官通牒で、陸軍省は全出動部隊に性病の蔓延防止を指示し、関連して「軍慰安所」の衛生管理を指示している15)。これは性病管理の面での慰安所の必要性を是認し、衛生管理の徹底を指示したもので、この点でも陸軍省には責任があることになる。この文書には木村兵太郎陸軍次官の決裁印がある。副官は川原直一大佐、起案は医務局衛生課であった。当時の陸軍大臣は東条英機首相の兼任であった。

次に、先にみた金原日誌によれば、1942年9月3日の陸軍省「課長会報」（課長たちの公式の会同）で、倉本敬次郎陸軍省人事局恩賞課長は、「将校以下の慰安施設を次の通り作りたい」とのべて、「北支100ヶ、中支140、南支40、南方100、南海1

註

1. 岡部直三郎『岡部直三郎大將の日記』芙蓉書房、1982年、p.23。稲葉正夫編『岡村寧次大將資料』上巻（戦場回想篇）1970年、原書房、p.302
2. 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』1989年、偕行社、p.211, p.220, p.280
3. 同上、p.411
4. 「軍人軍隊ノ対住民行為ニ関スル注意ノ件通牒」吉見義明編『従軍慰安婦資料集』1992年、大月書店、pp.209-211
5. 島田俊彦『関東軍』1965年、中公新書、p.176、千田夏光『従軍慰安婦』正篇、1978年、三一新書、pp.103-104
6. 台湾軍司令官から陸軍大臣への電報1942年3月12日、陸軍省副官から台湾軍参謀長への返電1942年3月16日、台湾軍参謀長から陸軍省副官への電報1942年6月13日、『従軍慰安婦資料集』pp.144-146
7. 山口時男日記、溝部一人編『独山二一—もう一つの戦争』一九八三年、私家版、p.58
8. 内務省警保局長「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」『従軍慰安婦資料集』pp.102-104
9. 『従軍慰安婦資料集』pp.105-106
10. 同上、p.166
11. 同上、p.168
12. 「金原節三業務日誌摘録」1941年7月26日
13. 外務大臣から台湾総督府外事部長あて電報「南方方面占領地ニ対シ慰安婦渡航方ノ件」、1942年1月14日、『従軍慰安婦資料集』p.143
14. 『従軍慰安婦資料集』pp.144-146
15. 「大東亜戦争関係将兵ノ性病処置ニ関スル件」『従軍慰安婦資料集』pp.171-172
16. 「金原節三業務日誌摘録」1942年8月3日課長会報
17. 同上、1943年1月7日課長会報
18. 日本の戦争責任資料センター「資料調査第一次発表」1993年7月26日
19. 『朝日新聞』1992年8月30日。日本政府「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」1993年8月4日
20. 重村実「特要員と言う名の部隊」『特集文芸春秋』第一号、1955年2月、pp.224-225
21. セレベス民政部第二復員班長（海軍司政官）「セレベス民政部第二復員班員復員ニ関スル件報告」『従軍慰安婦資料集』pp.376-375
22. 『従軍慰安婦資料集』pp.102-104
23. 山崎丹照『外地統治機構の研究』1943年、高山書院、pp.87-86

このことと関連して、日本から渡航する場合、「渡航証明書」の発行は各警察署が行っている。朝鮮・台湾の場合、総督府の警務局の下にある警察署が行っている。そこで、「従軍慰安婦」の徴集が強制で行われた場合、強制と知りながら渡航証明書を発行したなら違法行為であり、知らないで発行したなら職務怠慢であり、その責任は、朝鮮の場合、朝鮮総督に、台湾の場合、台湾総督に帰することになる。さらには、台湾の場合、それを監督すべき拓務大臣（1942年からは内務大臣）にも責任があることになる。朝鮮の場合、拓務大臣または内務大臣に責任が及ぶ可能性がある。

そこで、朝鮮総督府・台湾総督府の指揮系統が問題となる。この点をみると、天皇は朝鮮総督・台湾総督を任命し、その指揮権をもっていた。また、朝鮮総督・台湾総督は、諸般の政務の実施を統理するという膨大な権限をもっていた。

他方、内閣は拓務大臣を通じて台湾総督を監督する権限をもっていたが、内閣の朝鮮総督に対する監督権は明文上の規定が何もなくなかった。1942年に拓務省が廃止されたので、1942年11月1日からは、内務大臣が台湾総督に対する監督・指示権をもち、朝鮮総督に対しては「事務の統理上必要なる指示を為す」ことができるようになった²³⁾。事務統理権ができたのである。

以上の通りだが、朝鮮総督府・台湾総督府の関与に実態は、資料面ではまだ殆ど分かっていないというのが実情である。その最大の原因は基本的な資料が全く公開されていないというところにある。政府のこれまでの調査は、予備調査にすぎないと私たちは思うが、今後、政府や国会による本格的な調査がなされない限り、真相の解明はできない。

7. 「従軍慰安婦」使役に関する責任の所在

軍慰安所に対する統制監督は現地軍司令部の後方参謀、兵站の慰安係、師団・聯隊の副官、憲兵隊などが担当し、直営の慰安所は全面的に管理し、民営の形式をとった軍慰安所の経営についても厳しく統制・監督している。慰安所の建物は軍が提供し、慰安所の細かい規則、利用料金・利用時間、各部隊の利用日の指定、衛生管理の内容は軍が決定した（詳細はV参照）。また、軍は誰が慰安所を利用したかという利用者に関する詳細な報告を業者に提出させた。このような監督統制の指示を出し、責任を負うべき立場にあったのは、現地軍の最高指揮官であった。しかし、現地軍の不法行為を現地軍の最高指揮官が防止しなかったとすれば、それを許した陸軍中央の責任が問われることになるであろう。

まず、海軍省軍務局長岡敬純少將と兵備局長保科善四郎少將の連名で1942年5月30日に出された文書によれば、海軍省が東南アジア方面への「従軍慰安婦」、海軍省では「特要員」とよんでいた、の配置と運営方針を決定していたことがわかる20)。これによれば、海軍省は、第二次分として、スラウェシ島（セレベス島）のマカッサルに45名、ボルネオ島のバリクパパンに40名、マレーのベナン島に50名、ジャワ島のスラバヤに30名を送る（アンボンとシンガポールは未定）と南西方面艦隊の参謀長の中村俊久少將に通達している。従って、その送出の責任は、当時海軍大臣であった嶋田繁太郎海軍大将に帰することになる。

別の文書によれば、スラウェシ島南部には現地徴集されたインドネシア人「従軍慰安婦」281名がいた。そのうち海軍関係250名については、設置許可・監督は海軍民政部長官が行い、実際の徴集と雇用契約締結は民政部囑託（軍属）が行った慰安所と、海軍直営の慰安所（海軍将校が募集し経営する）があった21)。

つまり、海軍の場合、陸軍以上に中央統制の性格が強く、海軍省直轄的な性格が強いことがうかがえる。また、スラウェシ島の例をみると、直営か、または事実上の直営の性格が強いことがわかる。しかし、海軍の「慰安所」に関する資料はまだ殆ど調査されておらず、今後の大きな課題の一つとなっている。

最後に、「従軍慰安婦」の輸送についてみると、日本海軍は、「従軍慰安婦」を船で戦地に送る際に、海軍の軍艦や海軍が管理する軍用船を使用した。その指揮・統制は、海軍省または各鎮守府や各艦隊が担当した。

6. 内務省・朝鮮総督府・台湾総督府の関与

まず、内務省の関係からみると、1938年2月23日、富田健治内務省警保局長から各道府県知事あてに出された通牒「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」によれば、内務省は「従軍慰安婦」などの「醜業ヲ目的トスル婦女」の渡航は、華北・華中に渡航する場合に限って、これを「黙認」するとの指示をだし、「従軍慰安婦」送出に荷担している22)。当時の内務大臣は末次信正海軍大将であった。

この文書は、「醜業を行はしむる為の婦女売買取締に関する国際条約」「婦人児童の売買禁止に関する国際条約」違反となることを恐れて、強制徴集を防止しようとしたものとみることができるが、同様の通牒が台湾・朝鮮でだされなかったこと、少なくともそのような文書が発見されていないことから、日本国家は、朝鮮・台湾で強制徴集を防止する措置をとらなかったという防止義務違反を明示するものである。

次に、朝鮮総督府・台湾総督府の関与の問題についてみると、元「慰安婦」の証言などから、「従軍慰安婦」の徴集には、朝鮮・台湾の警察がなんらかの形で関与していると思われる。周知のように、朝鮮総督府では、警務局が警察事務を統括し、地方では道知事が道警察部を通じて警察権を行使し、各地の警察署を指揮した。台湾総督府では警務局が警察事務を統括し、地方では州知事が、警務部（1940年から警察部と改称）を通じて警察権を行使した。そこで、警察の関与は、直接関与なのか、不法行為が行われているのを黙認するかまたは十分な防止措置を取らなかったということなのか、その両方なのか、現在の資料状況では、残念ながら十分には確認できない。警察資料・総督府の調査・公開が必要なゆえである。

0、樺太10、計400ヶ所」という数字を挙げている16)。さらに、1943年1月7日の「課長会報」では、「慰安施設を数多く設けたるが、内地輸入のものは評判悪し。現地養成のもの評判良し」と、その設置の結果を報告している17)。これは、東南アジアでの強姦事件の多発と性病の蔓延を防ぐために、ついに陸軍中央が自ら「軍慰安所」の設置に乗りだしたことを示している。なお、なぜ人事局恩賞課が「軍慰安所」設置に乗りだしたかということについてふれると、もともと恩賞課は軍の慰安娯楽施設を担当していたが、1942年3月に陸軍省官制が一部改正され、恩賞課は軍人の「厚生二関スル事項」一般を担当することが明記されたからであった。

日本の戦争責任資料センターの最近の調査で、陸軍省建築課と陸軍需品本廠は、共同で海外派遣各軍に衛生サック（コンドーム）を送っていたことが明らかになった。その数は、判明しただけでも1942年中に3210万個にもなる18)。

「従軍慰安婦」の輸送についてみると、日本陸軍は、「従軍慰安婦」を船で戦地に送る際に、日本陸軍が管理する日本船籍の軍用船を使用した。朝鮮から陸路で中国大陆に送る場合は、京義線（ソウル→新義州）など朝鮮にある日本の鉄道を使い、満州にはいると、必ず日本資本の南満州鉄道を使用し、中国大陆では日本軍が事実上管理する中国鉄道を使用した。中国など占領地の移動で鉄道が利用出来ない場合は、日本軍のトラックなどを使用した。また、特別の場合に「従軍慰安婦」が飛行機で輸送されることもあった。国際法との関連でとくに重要なのは、日本本土と同様とみなされる船舶だが、一般に船舶・鉄道の輸送業務は大本営陸軍部（参謀本部を中心にし、陸軍省幹部が加わって編成したもの）の兵站總監（参謀次長が併任）が管轄し、指揮した。

最後に、オランダ女性がジャワ島で「従軍慰安婦」にされたケースについてみると、日本の敗戦後、オランダが開廷したバタビア軍事法廷で、1948年3月と1949年9月に、13名中11名が有罪判決をうけたことから、強制があったことは明白である。罪名は①婦女子を強制売春に連行した罪、②売春強制罪、③強姦罪、④抑留者を不当に扱った罪であった。

事件の概要は以下の通りであった。1944年2月、スマランの幹部候補生隊長（兼スマラン駐屯地司令官・懲役12年）と後方参謀（裁判で死刑）は、第16軍司令部（司令官原田熊吉中將）の参謀部（参謀長国分新七郎少將）に抑留所のオランダ人女性を使う「慰安所」（4カ所）の新設を打診し、自由意思の者だけを雇うよう注意を受けている。ところが、1944年4月、日本から参謀本部（陸軍）の将校が別の用事で視察にきて、強制売春が発覚し、第16軍司令部はこの慰安所の即時閉鎖を指示した19)。しかし、関係者の処分はなされなかった。

このことは、以下のことを示している。①日本軍は占領地の女性に売春を強制することは違法であるということを良く知っていたが、強制売春を行ってはならないという指示は白人の場合にのみ出された。日本人を除くアジア人を連行する際には、強制連行を防止する指示はいっさい出されなかった（少なくとも、そのような事実を示す公文書は発見されていない）。②後方参謀は強制を知り得たのに監督を怠り、犯罪を黙認したことで死刑となり、幹部候補生隊長は同様の理由で有罪となった。

5. 「従軍慰安婦」徴集の指揮命令系統（海軍）

IV. 徴集の方法

1. 植民地の場合

植民地における徴集の方法は、二つのパターンに整理される。第一は、日本軍が選定した業者が自ら、あるいは周旋人に依頼して徴集するケースである。第二は、官憲が直接徴集するケースである。前者の場合、不統制にあるいは誘拐のような方法で業者が女性を集め、日本国内では業者が警察に検挙される事態も生じた。そこで、陸軍省は、徴集については派遣軍が統制すること、徴集業者の選定を軍がもっと周到に行うこと、徴集の際は関係地域の憲兵・警察との連携を密接にするよう指示している(1)。これは、日本内地で通達されたものだが、植民地であった朝鮮・台湾でも同様の方法が、あるいはもっと強引な方法がとられたものと推定される。

(1) 朝鮮人女性の徴集

(a) 徴集の実例

現在までに名乗り出ている被害者の証言によれば(2)、「軍人の身の回りの世話をする仕事」「準看護婦」「工場労働」などに行かないかと連れ出した詐欺によるもの、「女子挺身隊」を名目にした権力濫用による欺瞞的なもの、目的を告げずに「お金が儲かる仕事がある」「綺麗な服が着られて美味しいものが食べられる」などの甘言により勧誘したものなどがあるが、それらはどのケースをとっても、本人の意思によるものではなく、徴集の強制性を認めないわけにはいかない。これを確認するために、「従軍慰安婦」にされたと申告している朝鮮人女性の証言を示してみよう。

* () 内は連行年月日・連行時の年齢・連行先

①、軍人・憲兵その他による暴力的連行

・軍人によりトラックに乗せられて連行 ……金学順

(1941年17歳・中国テッベキチン)

・路上で巡査に腕を引っ張られ連行 ……文玉珠

(1940年16歳・満州・ビルマ)

・工場から逃げ出した路上で軍人に捕まりトラックに乗せられる ……姜徳景

* 女子挺身隊で富山県不二越飛行機工場へ

(1944年16歳・富山県)

・日本人の警官が家に来て、口を塞ぎ無理やり車に乗せられる ……鄭玉淳

(1934年14歳・或鏡北道豊山郡)

・地主と日本人の男が家に来て強引に連れ出した ……魯賢花

(1940年18歳・「満州」牡丹江)

・3人の日本人に無理やり引っ張られ連行された ……金君淑

(1938年15歳・中国奉天)

②、詐欺による連行(職業詐欺・甘言・誘拐を含む)

・「戦地へ行ってお国のために働かないか」 ……宋神道

(1938年17歳・中国武昌・漢口・岳州その他揚子江中流域)

・「大阪へ行けばたくさんお金が儲かる」 ……河順女

(1941又は1942年21、22歳・上海)

- ・「日本の軍需工場に3年契約で仕事に行けばお金が儲かる」 ……黄錦周
(1941年20歳・満州吉林)
- ・「勉強もできてお金が儲かる所に行かせてやる」 ……文必基
(1943年18歳・満州)
- ・「一緒に行けばお腹いっぱい食べられ家族の面倒もみてあげる」…李容洙
(1944年16歳・台湾)
- ・「金を稼げるよい所がある」 ……李用女
(1942年16歳・ビルマ)
- ・「就職すれば挺身隊に行かなくてすむ」 ……崔明順
(1945年19歳・日本)
- ・「巡査に呼び止められ「いいところに就職させてやる」 ……尹頤理
(1942年15歳・釜山)
- ・「1カ月稼いで3カ月食べられるいい仕事がある」 ……張秀月
(1941年17歳・中国チチハル)
- ・「日本にいる叔母のところに連れて行ってやる」 ……朴福伊
(1943年17歳・台湾)
- ・「いい仕事を紹介する」 ……金英実
(1942年18歳・或鏡北道慶興郡青鶴里)
- ・「ハルピンに行けば金が稼げる」 ……李善林
(1942年24歳・満州ハルビン)
- ・「日本の工場で働く女性を募集している」という話に応募 ……金徳鎭
(1937年17歳・日本)
- ・「就職を斡旋するから日本に行こう」 ……李英淑
(1939年17歳・中国広東)
- ・「紡績工場に就職させてやる」 ……呉五穆
(1937年16歳・満州)
- ・「日本の絹織物の工場で働かないか」 ……李順玉
(1938年17歳・満州)
- ・「日本の工場へ行かないか」 ……李相玉
(1936年15歳・パラオ)
- ・「洗濯や手伝いをしてくれたら給料をたくさんあげる」 ……李得南
(1939年22歳・中国漢口)
- ・「日本に行って1年間だけ働けば金が稼げる」 ……金台善
(1944年18歳・ビルマ)
- ・「いい工場に連れて行ってやる」 ……李京生
(1929年12歳慶尚南道昌原郡・軍需工場)
- ・「いい仕事がある。紹介する」 ……李賢淑
(1940年18歳・上海・シンガポール)
- ・「挺身隊に入って6カ月働けば金を稼げる」 ……鄭松明
(1943年19歳・ビルマ)

- ・「お父さんが来るように言っている」……………李玉粉
(1937年12歳・台湾)
- ・「満州で少年歌劇団を募集している。金が儲かる」……………崔淳煥
(1942年21歳・中国老国山)

③、売られて

- ・子守をしていた地主に売られた……………尹慶愛
(1941年21歳・シンガポール)
 - ・500ウォンで売られた……………朴福実
(1941年19歳・満州虎林)
 - ・夫に紹介所に売られた……………朴順愛
(1941年23歳・ラバウル)
- *紹介所で「慰問団の募集」といわれて志願

(b) 歴史的背景

1905年、無理矢理に調印を迫り、強制的に押しつけた乙巳条約が、「締結」後90年近くを経ようとしている現在、この条約無効論は、史実の再検証に火をつけた。乙巳条約が重視されるのは、その検討の結果、日本による朝鮮植民地化自体の不法が問われるからである。同様に、1910年の「日韓併合条約」も強制調印論による無効論は根強い。朝鮮植民地支配は、その入り口から「強制支配」の様相を呈していた。

「併合」後、朝鮮統治のすべての権限を天皇は朝鮮総督に委任し、朝鮮総督府は行政権・立方権・司法権・軍事権を掌握した。朝鮮総督は制令と府令により朝鮮における法律を制定した。多大な権限をもつ総督には、首相経験者の伊藤博文（韓国統監）・阿部信行が起用され、総督経験者の寺内正毅・斎藤実・小磯国昭は後に首相になっている。総督の殆どが陸軍大臣または海軍大臣の経験者だった。また、1929年に植民地などの事務を担当する拓務省が新設されたが、朝鮮総督は拓務大臣の指揮監督を拒むほどの権限を持っていた。これらの点を見ただけでも、いかに朝鮮総督府の権限が大きかったかがわかるであろう。

「内鮮一体」を標ぼうして制定された「朝鮮教育令」では、朝鮮語を禁止して日本語を強制し、朝鮮固有の民族文化や歴史・言語教育などは排除されていた。創氏改名により日本名を強制したり、「皇国臣民の誓詞」朗唱・神社参拝・宮城遙拝などの強制をしたりして、徹底した皇民化政策が実施された。

他方、経済においても、「土地調査」などにより、多くの農民が結果的に田畑や山林などの土地を失い、日本や中国東北・シベリアなどに移住せざるをえない状況におしやられた。これらの政策は、朝鮮人の民族性を奪い、生活の糧を奪い、人々を困窮生活に追いやったのである。「従軍慰安婦」にされた女性たちの多くが、「お金が儲かる仕事がある」とか、「いい働き口がある」「おいしいものが食べられる」というような甘言や就労詐欺により徴集された背景には、こうした植民地支配における経済収奪という背景があったからである。

(2) 台湾人女性の徴集

Ⅲでみたように、1942年3月、安藤利吉台湾軍司令官は、南方総軍の要求でボルネオに台湾人「慰安婦」50名を送るために、業者の渡航許可を東条英機陸軍大臣に申請している(3)。この電報によれば、ボルネオに軍慰安所を設置するため、まず憲兵が身元調査をして経営者3名を選定した。彼らは、南方軍の要求により、台湾人女性50名を「従軍慰安婦」としてボルネオに連れて行く任務を与えられたことになる。

3カ月後、ボルネオではさらに20名が必要だという追加要求があった。岡部隊発給の呼寄認可書をもった業者を帰台したので、承認したいというのが、台湾軍から陸軍省に対する要望であった。また、今後は台湾軍の権限で「適宜処理」したいとも述べている。

これらの文書からわかることは、台湾人女性を「従軍慰安婦」として東南アジア・太平洋地域に送る業務を管理・統制していたのは、台湾軍であったということである。また、台湾軍の行為について、陸軍省は許可を与えているという点も重要である。

2. 占領地の場合

(1) 中国人女性の徴集

徴集方法として、中国でもっとも多かったのは、日本軍の後方参謀や憲兵、各部隊の将校・下士官などが直接徴集に当たるケースである。既にⅢで述べたように、後方参謀が憲兵を指揮して、あるいは地元の有力者に命じて徴集させているのである。1937年12月に、湖州で第10軍の参謀が憲兵を指揮して中国人を徴集した模様を具体的に見ると次のようになる。

「先行せる寺田中佐は憲兵を指導して湖州に娯楽機関を設置す。最初四名なりしも、本日より七名になりしと。未だ恐怖心ありし為集まりも悪く、「サービス」も不良なる由なるも、生命の安全なること、金銭を必ず支払うこと、酷使せざることが普及徹底すれば、逐次希望者も集まり来るべく、憲兵は百人位集まるべしと漏らせり」(4)

ある憲兵分隊長の回想によれば、1944年湖南省宝慶では、第116師団の後方参謀から「従軍慰安婦」の徴集を頼まれた彼は、部下に命じて、密偵(日本軍協力者)を使って中国人慰安婦数十人を集めた、という(5)。

以上のような例が一般的だが、中国では、日本軍による強姦事件が継続的におきており、日本軍が地元も有力者に命じて「従軍慰安婦」を徴集する場合、地元の有力者は日本軍による迫害をおそれて、やむなく犠牲者となる女性を差し出すことになったと思われる。その際、差し出される女性は、経済的に貧困な家庭の女性であった。

第二の徴集方法として、実際にあったと思われるのは、日本軍が掃討作戦を行う中で、地元の女性を連行するケースである。万愛花さんの証言によれば、一九四三年六月に村に掃討作戦にやってきた日本兵は、穴にかくれていた万さんを見つけて、そのまま部隊に連行して、監禁し強姦した。他にも四名の女性が連行され、同様な仕打ちを受けた(6)。万さんは二度逃亡するが、いずれも捕らえられた。これはむき出しの暴力による連行である。

徴集された女性たちは、海外の戦場に連行される場合も少なくなかった。元軍慰安所業者の証言によれば、彼女は、1942年ビルマに軍慰安所を開設するため、軍の命令で30名の中国人慰安婦を買い集めて、広東からビルマに連れて行ったという(7)。戦線拡大に伴い、軍慰安所の東南アジア各地への設置が急務になったとき、軍は中国にいた日本人らに慰安所経営を持ちかけたのである。身元調査に合格した者は、経営者として軍と契約を

かわした、という。彼らは軍の命令を受け、前渡し金を渡して女性を集め、軍が指定した期日に港に集合し、軍用船で海をわたったのである。

(2) 東南アジア・太平洋地域における徴集

日本軍はアジア太平洋戦争の開戦前から、占領地での慰安所の設置を検討していた。陸医少佐をジャワに派遣して「衛生状況」を調査させた。深田軍医は1941年7月26日陸軍省内の会議で報告をおこない、その中で「かりそめにも強姦等を行い日本軍紀に不信を抱くことのなき様嚴重注意の要あり。一方原住民は生活難のため売淫するもの多し。しかしバンドンその他性病多きをもって村長に割当て嚴重なる検徴の下に慰安所を設くる要あり」と述べた(8)。すなわち日本兵が地元女性を強姦しないようにするために、村長に割、事実上強制的に慰安婦を集めさせることを提案した。

1941年12月8日、アジア太平洋戦争が始まると、東南アジア各地に侵攻していった各軍慰安婦集めと慰安所設置を担当した。兵站は戦闘部隊に軍需品を供給する部隊である。

マレー半島では、開戦直後の1942年1月2日第25軍兵站の将校以下3名がバンコク出張を命ぜられ、そこでタイ人女性を集めて連れてきて、ハジャイとシンガラ(タイ領)に慰安所を設置した(9)。戦闘部隊とともに先行していた兵站支部は1941年12月19日にアロースター(英領マラヤ)に入り、すぐに慰安所を設置した。ここには輸送船で運んできた朝鮮人や現地で徴集したマレー人、インド人、中国人が「慰安婦」としておかれた(10)。

日本軍がシンガポールを陥落させマラヤ全土を制圧したのは1942年2月15日であり、この2月から4月ごろにかけて各地の日本軍駐屯地に慰安所が設置されたことが、日本軍史料から判明している。

占領後、軍政組織が整備されていくと、慰安所の管轄は兵站から軍政機関に移された。たとえばマラヤでは馬來軍政監(軍政の最高責任者)が「慰安施設及旅館営業取締規程」(11)などを制定し、慰安婦の雇入れを始め慰安婦や慰安所の管理監督をおこなっている。フィリピンでも同様である。

しかし、日本軍の末端では、各部隊がそれぞれ勝手に慰安婦の徴集、慰安所の設置をおこなっているケースも多く、統制がとれていたとは言えない。

徴集方法の実態は以下のように整理できる。

第1に朝鮮人を朝鮮半島から連行してきたケースである。

第2に現地に残留していた日本人の元娼婦(からゆきさん)に慰安婦集めを委託したケースである。クアラルンプールで慰安所設置を担当した元日本兵の証言によると(12)、残留日本女性14名を集め、娼婦経験者12名に慰安婦集めと慰安所の経営を、未経験者2名に兵隊用の食堂の経営を委託した。この場合、娼婦が集められてきた場合も多いと見られるが、慰安婦の役割を正確に伝えたうえで集めたのかどうかは不明であり、詐欺による徴集にあたる可能性が高い。

第3に地元の住民組織の幹部に慰安婦集めを命じたケースである。マラヤのクアラピラでは、地元の住民組織治安維持会の会長代理(中国人)が駐屯部隊長(歩兵第11連隊第7中隊長)に呼び出され、女性を集めるように命じられた。このころ、各地で日本軍による中国系住民虐殺が頻発しており、会長代理は拒否すると首をはねられるのではないかと脅え、未亡人など18名の女性を集めてきて日本軍に渡した。慰安婦にされた女性たちは外出も許されず、しばしばその会長代理に家に帰りたいたいと泣きながら訴えていたことから、日

本軍に強制された幹部が騙して連れてきたと考えられる(13)。

インドネシアでも警察官や村役人に慰安婦を集めさせたことが報告されている(14)。さきに紹介した軍医少佐の報告でも村長に集めさせることを提案しており、こうしたケースは各地であったと推定される。

第4に良い仕事があるなどと言ってだまして誘い、強姦したうえで慰安婦にしたケースである。徴集の段階では詐欺にあたるが、結局は慰安婦になることを強制したケースである。インドネシアのスラウェシ島の女性は、日本軍から事務所の交換手として働くように言われて働きはじめ、ついでホテルのウェイトレスをするように言われた。そこで将校に強姦されてから慰安所に移され、外出もできないままに慰安婦にさせられた(15)。

第5に暴力的な拉致による慰安婦の徴集のケースである。日本兵が家に押し入り、暴力的に若い女性を拉致し、兵士たちが強姦を加えたのちに慰安婦にした例は数多く報告されている。現在、東京で訴訟をおこしているフィリピンの元慰安婦18名はいずれもこのケースにあたる。その訴状によるとたとえば、マリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんは、水牛の荷車を引いて通行中、日本兵に呼び止められ、そのまま連行されて慰安婦にさせられた。トマサ・サリノグさんは、家で寝ていたところ、日本兵が押し入り彼女は拉致された。それに抵抗した父親は軍刀で斬られてころされた。彼女はくりかえし強姦された。サビーナ・ヴィリエガスさんの場合は、村の男たちが殺される一方で、若い女性たちは連行され強姦されたうえで慰安婦にされた。

マラヤで最近、判明した元慰安婦の場合も、家にいた時に日本兵に拉致され、強姦されたうえで慰安婦にさせられている(16)。さきに紹介したクアラルンプールで慰安所設置にあたった元兵士は、ジャワ人の慰安婦が彼に対して、シンガポールで町を歩いている時にいきなりトラックに乗せられて連行されたと言ったことを証言している。なおシンガポールにおいて軍が市民を無差別に連行し労働者にしていたことに対して軍政機関の警察が軍に抗議していたことを軍政機関の日本人職員らが証言している(17)。

慰安婦にさせられた女性は、朝鮮から連行された女性を除くと、日本軍占領地に住む各地の住民であり、多数の民族に及んでいる。多民族地域のマラヤでも中国人が多いが、それ以外にインド人、マレー人、アジア系同士の混血、ユーラシアンなどが慰安婦にされている。

東南アジア太平洋の日本軍の占領地における慰安婦徴集の特徴は、第1に開戦以前から軍中央において準備が行われ、組織的に慰安所設置、慰安婦徴集がおこなわれたことである。

第2に占領地の住民への一連の残虐行為の中で、慰安婦徴集がおこなわれたことである。フィリピンでは、ゲリラ討伐の名目の下での住民虐殺が行われる中で、男たちを虐殺しながら、若い女性を強姦し慰安婦にしていることが多い。マラヤでも中国系住民虐殺と並行して慰安婦集めがおこなわれている。日本軍の占領地では、日本軍の暴力が剥き出しにされていることが特徴である。

註

- (1) 陸軍省副官通牒「軍慰安所従業婦等募集に関する件」、前掲『従軍慰安婦資料集』p.105-106
- (2) 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編『証言・強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』1993年・明石書店・東京、日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会『日本帝国主義による「従軍慰安婦」犯罪事件の真相調査中間報告』1993年・ピョンヤン、川田文子『皇軍慰安所の女たち』1993年・筑摩書房・東京
- (3) 台湾軍「南方渡航者派遣に関する件」1942年3月、台湾軍参謀長「台電第九三五号」1942年6月13日、『従軍慰安婦資料集』pp.144-146.
- (4) 第10軍参謀山崎正男少佐の日記、前掲『南京戦史資料集』p.411.
- (5) 山田定『憲兵日記』1975年、駿河台書房、東京、p.273-278
- (6) The Executive Committee International Public Hearing, War Victimization and Japan: International Public Hearing Report, 1993, Toho Shuppan, Osaka, pp.68-70
- (7) 前掲西野『従軍慰安婦と十五年戦争』p.47-48
- (8) 金原節三(陸軍省医務局医事課長)「陸軍省業務日誌摘録」1941年7月26日の項(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)。この日誌の分析は、吉見義明「陸軍中央と「従軍慰安婦」政策」『季刊 戦争責任研究』創刊号、1993年9月、参照。
- (9) 元日本兵の証言(林博史「マレー半島における日本軍慰安所について」『関東学院大経済学部一般教育論集』第15号、1993年7月)。
- 00竹森一男(元兵站勤務兵)『兵士の現代史』時事通信社、1973年、p148-150。
- 01馬來軍政監部『軍政規定集』第3集、1943年11月11日、所収(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)
- 02林博史「マレー半島の日本軍慰安所」『世界』1993年3月、。
- 03林博史「マレー半島の日本軍慰安所」『世界』1993年3月、。
- 04禾晴道『海軍特別警察隊』太平出版社、1975年、Tempo 8 Aug.1992 など参照。
- 05Tempo, 8 Aug.1992。インドネシアのケースは、大村哲夫「「現地調達」された女たちーインドネシアの「慰安婦」問題覚書」『世界』1993年7月、参照。
- 06New Straits Times, 16 May 1993.
- 07シンガポール市政会『昭南特別市史ー戦時中のシンガポール』日本シンガポール協会1986年、P106-107。
- 08西野留美子『従軍慰安婦ー元兵士たちの証言』1992年、明石書店、p109-112。

V. 軍慰安所における生活実態

十五年戦争下における日本軍の植民地及び占領地女性への性の蹂躪は次のように大別されるだろう。

- 1) 南京虐殺時に象徴される殺戮を伴う強姦、輪姦。
- 2) 制度として確立した慰安所での性の蹂躪。
- 3) 占領地において各部隊、将校などが現地女性を駐屯地内の建物や将校宿舍に監禁、継続的に強姦、輪姦をくり返した例。

ここでは2)の制度として確立した慰安所で女性たちがどのような状態におかれていたか、その実態について報告しよう。

1. 慰安所の形態

慰安所には①軍直営、②業者を介在させるが軍が監督統制する軍専用、③既成の民間の売春宿などを軍用に指定する、などがあった。①②は軍人軍属のみが利用する純粹の軍慰安所である。③は軍に特別の便宜を図るが、民間人も利用するものである。

また、軍慰安所には都市や兵站基地などの近くに開設される慰安所と、特定の部隊専属の慰安所があった。部隊専属の慰安所は、部隊が移動すると、それに従って移動する。都市や兵站基地付近の慰安所でも軍の要請によって「従軍慰安婦」を他地域へ派遣することもあった。

2. 慰安所の名称

慰安所は軍資料では「軍慰安所」「軍人倶楽部」「軍人娯楽所」「後方施設」などと呼ばれた。戦闘の行われる最前線の少し後方に置かれた兵站基地は後方施設とも呼ばれたが、基地周辺にあった慰安所もまた後方施設と呼ばれたのである。

軍人は俗に慰安所をピー屋、「従軍慰安婦」をピーと呼んだ。朝鮮人「従軍慰安婦」は朝鮮ピー、中国人「従軍慰安婦」は支那ピー、満ピー、日本人「従軍慰安婦」は日ピーである。ピーは英語の“Prostitute”からきたという説もあるが、正確には中国語で女性の性器を意味する言葉である。ピーという通称に軍人から見た「従軍慰安婦」の位置が象徴的に示されている。

3. 慰安所の建物

こうした慰安所の多くは軍が接収した建物が利用された。民家、商店、食堂など個人所有だった家屋、あるいは学校、教会、公民館といった公共の建物も慰安所として使われた。大工や左官出身の兵隊らによって、大きな部屋はベニヤ板等で間仕切りし、出入口にはカーテンや毛布を下げるなど、簡単な改造が施された。

沖縄の北飛行場第五六飛行場大隊派遣重信班の陣中日誌には、民家の各部屋を間仕切りして慰安所に改造した「軍人倶楽部内部改築設計略図」が付されている⁽¹⁾。

ごく一部と思われるが、新たに建造される例もあった。やはり沖縄に駐屯した要塞建築勤務第六中隊陣中日誌1944年5月24日⁽²⁾には次の記述がある。

一、中隊ハ明二十五日建築中ノ兵寮ヲ物品販売所ニ改築シ新ニ慰安所ノ建築作業ニ任ゼン

トス

「従軍慰安婦」の部屋の広さはせいぜい5～7平方メートル、寝台や寝具を置くと、あとはわずかなスペースしかなかった。

幕舎（テント小屋）が慰安所として使われた例もある⁽³⁾。また壕⁽⁴⁾や塹壕⁽⁵⁾など、まさしく戦場においても軍人は「従軍慰安婦」に“慰安”を強要した。

4. 慰安所利用規定

軍は慰安所開設にあたって将兵、業者、「従軍慰安婦」を対象にした利用規定を定めた。

「軍人倶楽部利用規定」⁽⁶⁾「外出及軍人倶楽部ニ関スル規定」⁽⁷⁾「慰安所規定」⁽⁸⁾などとして規定がそれぞれある。

それらに共通する主な内容は、まず、利用者は軍人軍属に限ること、性病予防のための衛生サックを使用すること、慰安所内での飲食の禁止、軍歴他による利用時間、料金、性病検査の実施などである。

利用時間及び料金は階級によって異なっていた。おおむね兵は朝から夕方まで、下士官軍属は夕方から夜8時頃まで、それ以降が将校である。これを見ると兵隊は休日しか利用できず、下士官軍属、将校は軍務が終われば毎日でも利用できることが分かる。なお、将校は宿泊も認められている例が多い。

「従軍慰安婦」は「洗滌ヲ確實ニ実行」することが義務づけられている。性病を予防するためである。毎週1回行われる性病検査の結果、性病罹患が明らかになった場合、「従軍慰安婦」は接客禁止となる。

5. 「従軍慰安婦」の拘束状況

慰安所は日本国内、あるいは当時日本の植民地であった朝鮮、台湾にも設置された。だが、その大多数は日本軍の侵略地に設置されている。民族、言語、風俗習慣の異なる遠隔地に「従軍慰安婦」とされた少女たちは連行されたのである。しかもその地域は極めて政情不安定な、いわゆる“戦地”であった。戦況の変化によってはいつでも戦場となる地域だったのである。従って、連行された少女たちの慰安所からの逃亡は非常に困難だったのだが、軍及び業者には「従軍慰安婦」の人身を拘束し、逃亡防止には非常に神経を使った。

比島軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所の慰安所規定⁽⁹⁾では「五. 慰安所経営者ハ左記事項ヲ厳守スベシ」として「5. 慰安婦外出ヲ厳重取締」と定めている。

また、「六. 慰安所ヲ利用セントスル者ハ左記事項ヲ厳守スベシ」として「5. 比島軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張ノ許可ナクシテ慰安婦ノ連出シハ堅ク禁ズ」と規定し、さらに、「七. 慰安婦散歩ハ毎日午前八時ヨリ午前十時マデトシ其他ニアリテハ比島軍軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所長ノ許可ヲ受クベシ尚散歩区域ハ別表一二依ル」と、散歩できる区域も慰安所の側の公園に限っている。

沖縄の渡嘉敷島に連行された裴奉奇さんの証言によれば、海岸近くにあった慰安所から集落の方へ行くことを禁じられ、散歩は海岸方向だけと限定されていた⁽¹⁰⁾。中国の慰安所に七年いた宋神道さんの場合、武昌の慰安所では月1回の休日さえ外出は許されなかった。外に出られたのは、作戦地へ向かう、あるいはそこから帰還した将兵の送迎をする時や陸軍病院へ慰問に行く時ぐらいであった。このように軍が「従軍慰安婦」の行動範囲

を慰安所のごく近辺だけに限定した主な理由は逃亡防止に加えて防諜上の観点からでもある。

そもそも、日本軍将兵が侵略地の売春宿などに出入りし、そこから軍の情報が漏れることを防止する、そのことも慰安所設置の目的の一つであった。軍は将兵と接触する頻度の高い「従軍慰安婦」から機密が漏れることを恐れ、「従軍慰安婦」の行動を制限し、地域住民から「従軍慰安婦」を隔離した。前出の慰安所規定では六の1として「防諜ノ絶対厳守」を利用者に義務づけている。

また、例えば中国の漢口、積慶里のような慰安所が数十軒も軒を連ねる地区では、通りの出入口に警備兵が常駐し⁽¹¹⁾、憲兵が巡回し、取締にあたった⁽¹²⁾。

業者は軍の監督の下で慰安所運営にあたったことは慰安所規定を見れば明らかだが、軍が権力と武力で「従軍慰安婦」の人身を拘束し、“慰安”を強要したとするなら、業者は多くの場合、前借金と暴力でそれを実行した。

将兵の性病予防、また侵略地住民への強姦防止等が必要とされた時、いとも安易に慰安所制度が発案された背景には、女の性の売買を公許してきた長い歴史がある。公娼制度の下で遊廓に貧しい家庭の娘を送り込んだ女衞や遊廓の楼主などの人材が、慰安所制度実施の過程で組み込まれた痕跡がある。その結果、公娼制度下の女性の人身の拘束方法が慰安所でも応用された。その最たるものが前借金制度であった。

だが、公娼制度では少なくとも業者は前借金を払い、その額によって年季奉公の期間を決めた。ところが慰安所業者は、稼働地への輸送、慰安所に使う建物の接収、建造など多々軍の便宜を受けているにもかかわらず、徴収地から慰安所へ来るまでにかかった経費を女性たちに借金として負わせた⁽¹³⁾。女性たちは一銭も前借金を与えられていないにもかかわらず、目的地に着いた時には多額の借金を負わされていたのである。しかも、その額には高率な利子が増加され、定められた休日以外に休むと、その日の稼ぎ分を借金に増加され、また衣服や化粧品等を一般の販売価格より高く買わせ、それも借金として負わせるといった悪辣な仕組で、借金返済が完全にすまなければ自由の身になれないような意識に女性たちを陥れた。

慰安所利用規定では例外なく階級別の料金が明記されているのに、多くの元「従軍慰安婦」の証言では、業者が介在した場合でも、金を受け取った記憶はないとしているのは、こうした業者の巧妙な搾取の仕組によると思われる。

また、多くの慰安所で日本語以外の言葉の使用を禁止しているが、これは、植民地及び信託統治領の人々に日本語の使用を強要したその一貫であると同時に、防諜、逃亡防止策として慰安所では特に留意されたのである。

6. 「従軍慰安婦」の待遇

(1) 労働時間

前出の比島軍政監部ビサヤ支部イロイロ出張所の慰安所規定では、営業時間を兵9時から16時、下士官軍属16時から19時、見習士官将校19時から24時となっている。兵隊の外出日には「従軍慰安婦」は朝9時から24時まで対応しなければならないことになる。さらに将校は慰安所を終夜利用する場合もあった。

(2) 休日

山三四七五部隊の内務規定のうちの「軍人倶楽部二関スル規定」⁽¹⁴⁾では、「毎月八日ハ休業日トス」となっていることから、休日は月一回であることがわかる。また、宋神道さんの証言でも、中国の武昌の慰安所にいた時の休日は月一回であった。

(3) 報酬

19人の「従軍慰安婦」の体験をまとめた『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』（韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編、従軍慰安婦問題ウリヨソンネットワーク訳）によれば、“慰安”の代価として金銭や軍票を得たのは19人のうち3人のみ、7人は将兵から受け取った料金を業者に渡したが一度も清算されず、4人は料金の管理は業者がしていたと証言、残りの5人は料金については一切知らないと言った。

宋神道さんの場合、朝鮮から中国の武昌に連行される間にかかった飲食費、“仕事”に使う着物やワンピースの代金、その他の経費がすべて借金として負わされ、借金を負っている間は、宋さんのとり分は稼ぎ高の四分六の割合で計算された。宋さんが四割、業者が六割のとり分である。だが四割の額を受け取れるわけではなく、その四割は全額借金返済に当てられた。いろんな名目で借金を課され、七年間の慰安所生活で借金がなかったのは後半のわずかな時期にすぎない。借金が無い時には業者と五分五分の割合になったが、国防献金として国に納めているといわれ、結局、わずかな報酬しか与えられなかった。

7. “慰安”の強要

黄錦周さんは“慰安”を強要された最初の日のことを次のように証言している。

「トラックが着いた場所には民家のようなものは一切なく、軍隊の幕舎〔テント〕ばかりが見える果てしなく広い部隊の敷地内でした。私たちは『小屋』と呼ばれるたくさんの幕舎の一つに荷を解き、その日の睡眠をとりました。……略……翌日、軍人たちが来て女たちを一人ずつ連れて行きました。私もある軍人に連れられて将校の部屋に行きました。将校は寝台の横にいて、近くに来いと言いながら、抱き寄せようとしてきました。私がいやだというと、何故かと問い直しました。『洗濯や掃除ならやります』と言うと、そんなことはしなくていいと言いながらまた抱き寄せようとしてきました。それでも振り切ると両頬を叩かれました。私が助けて下さいと頼み込むと、とにかく言うことを聞けと言われました。私は死んでもそんなことはできないと言いました。将校がチマを強く引っ張ったので、チマは肩紐だけ残して引き裂かれてしまいました。その時私は黒いチマに白のチョゴリを着て、髪を長く編んでました。チマを引き裂かれ下着姿になってしまった私はそれでもいやだと言って座り込みました。将校は私のおさげ髪を引っ張って立たせ刀で下着を引き裂きました。その時私は気を失ってしまったのです。しばらくして気がつくと、将校は向こうの方に座って汗を拭き、服を着ているところでした。兵士が来て私をまた連れて出ました。私は下着を拾い、チマを抱きかかえて泣きながらその部屋を出たのです。痛くて歩くのもやっとでした」⁽¹⁵⁾。

黄さんは最初の半月間、将校だけの相手をさせられた。黄さんに限らず、業者は性経験のない少女を慰安所に連行すると、将校の相手をさせるのが習慣となっていた。

フィリピンのマスバテ島警備隊の軍人倶楽部規定の「六、其ノ他」の2では慰安所に行く兵士の「服装は略装ニシテ帯剣シ巻脚絆ヲ穿ツ」⁽¹⁶⁾となっている。他の慰安所利用規定でも、外出の際の服装を軍装としている規定⁽¹⁷⁾を見ることができる。軍人は慰安所へ

行く時にも腰に帯剣を下げて行ったのである。

宋神道さんは、通過部隊が兵站基地のあった武昌に宿営するような日、二階の小部屋で何人相手をして、階下から帯剣が擦れあう音がはっきりなしに聞こえてきたという。そして、日本語が通じなかったことがなにより辛かったという。体調が悪く、軍人の要求に応じられないような時でも、そのことをことばで伝えられず、ただ遮二無二身体を硬ばらせ、身を縮めていた。そのような時、相手がいつ剣を抜きはしまいかと、おびえていた。実際、軍人は些細なことですぐ剣を抜いた⁽¹⁸⁾。

同様の証言を文必珠さんもしている。

「慰安婦生活の間には何度か死ぬ目にもあいました。自分の要求をそのまま受け入れないと言って、酒を飲んで来て刀を抜き暴れ出した軍人もいました。酒に酔って刀をタタミに差し立てて性行為をする軍人がたくさんいたので、タタミには刀の跡がたくさんありました。それは思い通りさせろという脅迫でした。そして、思い通りにいかないと、刀を抜いて躍りかかろうとするのです。そんな時にはすばやく逃げるか、誰かが呼んでいると嘘をついて追い払いました」⁽¹⁹⁾

慰安所における飲酒は禁じられていた。「著シク酒氣ヲ帯ヒタル者」の利用も禁じられている（独立歩兵第一三旅団中山警備隊軍人倶楽部利用規定）⁽²⁰⁾。また、「酩酊ノ上暴行等ノ行為アルベカラザルコト」（マスバテ島警備隊軍人倶楽部規定）⁽²¹⁾、「慰安婦及楼主ニ対シ暴行脅迫行為ナキ事」（比島軍政監部ピサヤ支部イロイロ出張所規定）⁽²²⁾と、慰安所での暴行脅迫等の行為がいましめられている。しかし、規定通りにはいかなかったことが、次の軍側の資料でも明かである。

「公許外出飲酒酩酊ノ上慰安所ニ到登楼慰安婦ヲ殴打或ハ抜剣シ看板ヲ破壊セントス」（昭和十七年二月軍人軍属非行表、中支那派遣憲兵隊司令部）⁽²³⁾。

なお、同表の1941年11月を見ると、非行の総数は34件、このうち10件が慰安所内での暴行その他である。憲兵隊に届け出られたのがこの数で、実際にはこの何倍もの非違行為が慰安所でくりひろげられたことは想像にかたくない。

上海事変から南京占領にかけて中国女性を強姦輪姦したあげく殺害するといった事件が頻々と繰り返され、反日感情を煽り、占領地行政に支障をきたした。そのため慰安所が強姦防止策として設置されていた経緯があるが、慰安所で日常的に刃傷事件が起こっていることをみると、占領地女性への強姦暴行が慰安所の女性たちへと対象が変わったにすぎないことが分かる。実際、軍人の暴力がもとで死に至らしめた「従軍慰安婦」も少なくない。

たとえば宋神道さんによれば、同じ慰安所にいた「従軍慰安婦」は、赤痢のかかりはじめ、まだ赤痢だとは分らなかったが、気分が悪く、休んでいた。すると、あるなじみの兵隊がきて、自分が来ているのになぜ応じないかと迫り、「従軍慰安婦」が拒否すると、椅子を投げつけた。その椅子が脇腹に当たり、内臓破裂したためか、異常に腫れた。赤痢にかかっていることも分かり、掘立小屋に隔離されたが、間もなく息をひきとった。

8. 一日に強要された“慰安”の回数

慰安所が設置された場所や時期によっても異なるが、少ない場合で一日数回、多い日には数十回、“慰安”を強要された。その凄まじさを金徳鎮さんは、次のように語っている。

「私は膀胱炎のような、血が流れて小便ができない病気にかかって、病院に通い治療しました。他の女たちの中には針の入る穴もないくらいに性器がひどく腫れあがって出血する人がたくさんいました。……中略……私は性病にかかりませんでした。が、若い頃に子宮を酷使したため、子宮が曲がっているとのことでした」(24)

李英淑さんも同様の証言をしている。

「私は軍人を多く相手すると、何度も性器がパンパンに腫れ上がりました。そうなったら病院に行くのですが、下腹が張り裂けんばかりにいたしました。……略……私は何度も性器が腫れて、一年に三、四回は入院しました」(25)。

1年も経つと李さんは自分の身体は自分が守らなければならないようになり、検査の時には塩水できれいに拭いた後検査台に上がらなければならないのだが、拭かずに上がって異常があるように見せかけた。そうすれば、しばらく軍人の相手をしなくてもすむからだ。

先にあげた中支那派遣憲兵隊司令部の軍人軍属非行表には、次のような事件があげられている。

「慰安婦ノ依頼ヲ受ケ「モルヒネ」其他ノ軍用薬品ヲ持出サントス」

他の軍資料にも同様の事件がしばしば記載されている。「従軍慰安婦」がモルヒネを必要としたのは、鎮痛剤としてである。

9. 性病検査

慰安所規定では例外なく「従軍慰安婦」に対する性病検査の実施を明記している。慰安所制度は軍人軍属の性病蔓延を防止する目的で考案されたわけだから当然のことである。週一回とする規定が多いが、毎旬一回、つまり十日に一回とする例もある。

性病検査にあたったのは戦地においては軍医と衛生兵である。都市部や日本国内では病院や婦人科医院で行う所もあった。部隊付きや出張で軍医がいない小規模な隊に従軍するような場合は衛生兵が行い、衛生兵もいなければ、古参の「従軍慰安婦」が行う例もあった。

1942年12月から1943年2月にかけての第15師団軍医部の衛生業務要報(26)に、南京をはじめ4～6都市に置かれた慰安所の女性たちに対する性病検査の状況が記載されている。それによれば、検査回数は、12月が3～5回、1月が2～4回、2月が3～4回となっている。都市別に見ると、南京、鎮江は毎週1回実施している。無湖、金壇では、毎週1回実施している慰安所と、隔週、あるいは10日に1回行っている慰安所がある。巢県、漂水では10日に1回である。しかし、検査を受けた平均1日現在人員を見ると、7割以上が南京の「従軍慰安婦」である。他の都市でも週1回実施している慰安所もあることから考えると、隔週、あるいは10日に1回の慰安所はむしろ例外であったことが分かる。

不合格者数は12月が568名のうち71名で、12.5パーセント、1月が540名のうち84名で15.6パーセント、2月が628名のうち143名で22.9パーセントである。慰安所へ連行された女性たちは最初に性病検査を受け、性病に罹患していないことが確認されてはじめて営業が許可された。従って、この不合格の数値は、「従軍慰安婦」とされた女性たちが軍人によって性病をうつされた数を表している。

軍人から性病をうつされた「従軍慰安婦」から他の数多くの軍人に性病が伝染するという事態も当然起った。そのことを、国府台陸軍病院附軍医中尉早尾庸雄が「戦場に於ける

特殊現象と其対策」で次のように指摘している。「性病ヲ支那人カラ得ヌ様ニ慰安所ヲ儲ケ、内地、内鮮人ヲ娼妓トシテ使用シナガラ皮肉ニモ彼女等が性病ヲ広ゲタ」(27)

さらに早尾軍医は「軍当局ハ軍人ノ性欲ハ抑ヘル事ハ不可能ダトシテ支那婦人ヲ強姦セヌ様ニト慰安所ヲ設ケタ、然シ強姦ハ甚タ旺ンニ行ハレテ支那良民ハ日本軍人ヲ見レバ必ズ是レヲ怖レタ」と記している。つまり、軍人の性欲は抑えられないのだから植民地及び占領地の女性の性を蹂躪してもよしとする思想を前提に制度化されていた慰安所政策は、有効な強姦防止策として機能しないばかりでなく、むしろ、侵略地における性の蹂躪を増長させる結果を招いたのである。

先にあげた性病検査の数値はわずか3カ月という限られた期間のものだが、「従軍慰安婦」とされた女性の全期間を通してみると、罹患率はずっと高い数値となる。挺対協が行った調査では19人のうち7人が性病にかかったと証言している。

10. 妊娠

同じく挺対協の調査では、19人のうち2人、10.5パーセントが妊娠している。このうち1人は死産、1人は孤児院に預けたという。

黄錦周さんは中国に連行された当初のことを次のように証言している。

「来たばかりの女は新物ということでしばらくの間将校の相手だけをさせられたのです。将校はサックを使わないので、この期間に妊娠した女がたくさんいました。妊娠したことにも気付かず六〇六号の注射を受けると、体がむくみ寒気におそわれ下血しました。すると病院に運ばれて医者が子宮の中を搔爬します。このように三、四回搔爬すると、もう妊娠できない身体になりました」(28)。

富国強兵が叫ばれ、男は戦場へ、女は兵士を産む性とみなされ、「産めよ増やせよ」という人口政策がとられていた旧憲法下では、墮胎罪が厳しく取締われた。1941年にはナチス・ドイツの断種法にならった国民優生法が実施された(29)。これは悪質遺伝防止を目的とし、国民資質を向上を図ったもので、一応優生学的な中絶を認めたが、人口減少を防ぐため厳重な規定が設けられた。このように一般的には妊娠中絶は許されていなかったにもかかわらず、「従軍慰安婦」の妊娠は性病と見なされ、暗黙のうちに処置された例もあったのである。

中国で7年間慰安所生活を体験した宋神道さんは、数回妊娠した。このうち1回は死産、2人の子を産み、1、2度は朝鮮の老女から子を堕ろす民間療法を教わり、墮胎に成功した。

軍医が性病と見なした妊娠、「従軍慰安婦」が民間療法などで自らの手で行った墮胎も含めれば10.5パーセントという数字はもう少し高くなる可能性もあるのではないだろうか。

11. 麻薬

全体の数からみればごく一部と思われるが、業者によっては「従軍慰安婦」を意のままに操るため、また、痛みを麻痺させるためアヘン等の麻薬を使わせた形跡がある。河順女さんはこう証言している。

「私がそこに行ってから二、三年たった頃に、故郷へ手紙を代筆してくれた平壤出身の女性がアヘン中毒で死にました。お膳の上で白い粉を鼻から吸い込んだりしていました。

……中略……日本の女たちの中でアヘンを吸う人はたくさんいましたが、朝鮮の女たちはほとんど吸いませんでした。」⁽³⁰⁾

また、1992年1月、情報収集のために行った慰安婦110番に寄せられた鈴木きくえさんの証言⁽³¹⁾は以下の通りである。

鈴木さんはインドネシアに生まれ育ち、戦争中は鉄道省の通訳をしていた。敗戦時、ヒヤンタルにあった陸軍病院に民間人女性は収容され、その中に朝鮮人「従軍慰安婦」もいた。日本女性は看護婦の手伝いやミシンかけなどをして引揚船を待っていたが、朝鮮人元「従軍慰安婦」は洗濯や拭き掃除をさせられた。そして「朝鮮ピー」と呼ばれて蔑まれ、なにかにつけて差別的扱いを受けていた。彼女たちはヒロポン中毒にかかっており、禁断症状に苦しみヒロポンほしさに、また差別されたために次々に病院から出て行ってしまった。

日本では、女性に売春をさせ、その稼ぎをやくざが搾りあげるような場合、女性に麻薬を常用させてつなぎとめておくという手段がしばしばとられた。それと同様の方法を慰安所業者も行ったと思われる。

12. 死亡した「従軍慰安婦」

一日数十回も軍人の性処理の対象とされるという異常な状況に置かれた「従軍慰安婦」の多くが自殺願望にとりつかれた。死のうとして死にきれず、恥辱にまみれ生き長らえたという元「従軍慰安婦」が少なくない。

実際に自ら生命を断った「従軍慰安婦」もいる。

宋神道さんによれば、ある日のこと、近くの慰安所に憲兵が出入りし、ものものしい騒ぎとなっていた。まだ経験の浅かった「従軍慰安婦」が手洗いに入ったきり何時間たっても出てこない。不審に思った帳場の者が戸を叩き割って中を見ると、その「従軍慰安婦」はすでにこと切れていた。側にはクレゾールの瓶が転がっていた。各慰安所には事後の洗浄用としてクレゾールの原液が支給されており、数滴を湯や水にたらし使用していたのだが、その原液を飲んで生命を断ったのである。

宋神道さんの経験では心中を強要されることもしばしばあった。軍人は大義名分のない侵略戦争に狩り出され、戦況が泥沼化していく中で厭戦感情にとらわれる。上官の命令は天皇の命令であるとして絶対に服従しなければならない滅私奉公の軍隊生活から一時的に逃避できる場が慰安所であった。その慰安所で、「敵弾に当たって死ぬよりはお前と死んだ方がいい」と軍人が「従軍慰安婦」を無理心中の道連れにしようとするのである。

陸軍省の『陸支晋大日記』（1942年）第九号⁽³²⁾に「特別報告中軍人変死ノ件報告」として次のような事件が記載されている。

1933年に徴集された陸軍一等兵が3月13日23時湖北省宜昌県宜昌市二馬路で26年式拳銃で自殺した。この陸軍一等兵は1942年1月頃から紫金嶺にあった慰安所「一力」の「従軍慰安婦」と将来、同棲する事を望んでいたが、部隊が宜昌に移動、「従軍慰安婦」も宜昌の「一力」支店に移った。3月12日、飲食店「大阪屋」でその女性と会い、陸軍一等兵は自分が除隊するまで「従軍慰安婦」を廃業して「大阪屋」の女給になるよう求めたが、即答が得られなかった。そのため、再会を約し、翌13日夕呼後、連隊行李班長代理の兵長が既の巡察に出て不在の折、同人の居室から26年式拳銃と弾薬26発を持ち出し、「無断外

出シ『大阪屋』ニ赴キ『〔原文氏名伏字〕』ヲ呼ビ出シ前日要求ノ確答ヲ迫リシモ拒絶セラレ興奮ノ余リニ二一五（21時15分）頃所持シ来リシ拳銃ヲ発射シ『〔原文氏名伏字〕』ニ重傷（右胸部盲管銃創）ヲ負ハシメ其ノ殪ルルヲ認ムルヤ自己ノ咽喉部ヲ自ラ射貫シ瀕死ノ重傷を負い、野戦病院に運ばれたが23時絶命した。

この報告書では原因を「将来同棲ヲ志シタル慰安婦ノ同意ヲ得ザリシヲ他ニ情夫アリト邪推嫉妬曲解興奮セルニ因ルモノト認ム」としたためている。

この心中を強要された「従軍慰安婦」は全治1カ月の重傷を負った。

空襲を受け、あるいは戦闘に巻き込まれ死亡した「従軍慰安婦」も少なくない。

たとえば沖縄戦を例にとると、当時の沖縄の人口は60万弱、九州への疎開者も相当数おり、南洋方面への出稼ぎ者も多かったのだが、戦争犠牲者は十数万人にのぼる。3人に1人、少なくとも4人に1人の割合で犠牲者を出したことになる。日本軍は約12万の兵員のうち9万余の戦死者を出した。沖縄にあった慰安所は現在明らかになっているところでは120～130カ所⁽³³⁾といわれている。このうち朝鮮人「従軍慰安婦」が4割、あとの大多数は那覇にあった辻遊廓出身の「従軍慰安婦」で、一部に日本本土出身「従軍慰安婦」がいた。米軍の沖縄上陸後、多くの「従軍慰安婦」は軍から放り出されて逃げまどう。ことばも分からない、土地勘もない朝鮮人「従軍慰安婦」の場合、軍と行動をともしなければ住民以上の犠牲者を出したであろうし、軍から離れた「従軍慰安婦」も、単純に考えれば3～4人に1人の割合で死亡したことになるう。

裴奉奇さんとともに慶良間の三つの島にそれぞれ7人ずつ連行された「従軍慰安婦」は、渡嘉敷島では1人が死亡、2人が重傷⁽³⁴⁾、座間味島では3人が死亡、このうち1人は重傷を負って日本の将校と自決⁽³⁵⁾、阿嘉島は2人が死亡した⁽³⁶⁾。

なお、日本政府の調査では、「従軍慰安婦」とされた女性の総数も、ましてや死亡した「従軍慰安婦」の数も明らかにしていない。

<注>

(1)防衛庁防衛研究所所蔵

(2) "

(3)韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編、ウリヨソンネットワーク訳『証言一強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』1993年、明石書店、P. 108

(4)上原栄子『辻の華 戦後編上』1989年、時事通信社、P. 6の写真

(5)川田文子『皇軍慰安所の女たち』1993年、筑摩書房、P. 131

(6)吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料集』1992年、大月書店、P. 285

(7) " P. 290

(8) " P. 324

(9) " P. 325—326

(10)川田文子『赤瓦の家』1987年、筑摩書房、P. 119

(11)山田清吉『武漢兵站』1978年、図書出版者、P. 77、82

(12)従軍慰安婦110番編集委員会編『従軍慰安婦110番』1992年、明石書店、P. 75

(13)前掲書『皇軍慰安所の女たち』P. 112

(14)沖縄県立平和祈念館所蔵、高崎隆治編・解説「軍医官の戦場報告書意見集」1990年、

- 不二出版、P. 123
- (15)前掲書『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』P. 108、109
- (16)前掲書『従軍慰安婦資料集』P. 323
- (17) " P. 291
- (18)前掲書『皇軍慰安所の女たち』P. 117、118
- (19) " 『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』P. 125
- (20) " 『従軍慰安婦資料集』P. 287
- (21) " " P. 322
- (22) " " P. 325
- (23)防衛庁防衛研究所所蔵
- (24)前掲書『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』P. 63、64
- (25) " " P. 77
- (26) " 『従軍慰安婦資料集』P. 273-277
- (27) " " P. 232
- (28) " 『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』P. 109
- (29) 太田典礼「墮胎禁止と優生保護法」1967年、経営者科学協議会、P. 28、P. 151-154
- (30)前掲書『証言－強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』P. 93
- (31) " 『従軍慰安婦 110 番』P. 62
- (32)防衛庁防衛研究所所蔵
- (33)賀数かつ子他『沖縄 戦争と女性「慰安所マップ」が語るもの』第5回全国女性史研究交流のつどい第1分科会、P. 11-21
- (34)前掲書『赤瓦の家』P. 77、196
- (35) " P. 210、211
- (36) " P. 221

Ⅵ. 日本人・白人・その他のアジア人「従軍慰安婦」の異同

ここでは、日本軍の「従軍慰安婦」政策のなかで、当時の＜民族の支配－被支配＞、すなわち＜支配のあり方＞がどう作用したのかを、現時点でみつかった資料や証言をもとに、日本人「従軍慰安婦」、アジア人「従軍慰安婦」、白人「従軍慰安婦」の三つに分けて、①徴集時の状況とその背景、②慰安所での待遇・報酬（その受領の有無）、③敗戦後の処遇の三点を中心に、考察することにした。

1. 日本人「従軍慰安婦」の場合

①「徴集」時の状況と背景

1938年1月初めに上海郊外に開設された軍直営の「陸軍娯楽所」において、「従軍慰安婦」を検診した麻生徹男軍医によると、「この時の被検者は半島（＝朝鮮：筆者注、以下同じ）婦人八十名、内地（＝日本）婦人二十名余にして」「内地人の大部分は……年齢も殆ど二十歳を過ぎ中には四十歳に、なりなんとするものありて既往に売淫家業を数年経来し者のみなりき」（1、原文カナ）とあり、日本人「従軍慰安婦」の場合、20歳以上でしかも公娼出身者が多かったことがわかる。これは他の証言でも証明されている（2）。例外的な事例だが、「特殊看護婦」という名目で一般女性が「募集」されたこともあった（3）。

このように、日本で「従軍慰安婦」たちを「調達」するのに最も手近な位置にいたのが、公娼制度下の女性たちであった。こうした女性たちの多くは、日本社会の最低辺の階層から親による「身売り」などを経て芸者や遊廓の娼妓になり、そして公娼にされてからも多額の前借金にしばられていた。彼女たちが「従軍慰安婦」になったのも「置屋の借金を軍が肩代わりしてくれるときいたから」（4）等の背景があった。

日本人「従軍慰安婦」の「徴用」対象を「売春婦」に限定したのは、日本本土から性経験のない若い日本人女性たちを「従軍慰安婦」の対象にしたならば、前線で闘う皇軍兵士たちの志気に動揺をきたすだけでなく、銃後で「軍国の母」となるべき日本人女性の「産む性」をも損なうことになるからである。そのため、その身代わりとして、植民地朝鮮をはじめとする被支配民族の女性たちに「従軍慰安婦」の役割を強要したのである（5）。

②慰安所での待遇・報酬

ところで、慰安所では同じ「従軍慰安婦」といっても、日本人、朝鮮人、中国人、……というランクづけがあった。日本人「従軍慰安婦」は主に「将校」用とされ、将校相手の「単価」は高額であった。また、「常州駐屯内務規定」（1938年3月）によれば、兵用であってもその「単価」も「支那人 一円〇〇円、半島人一円五十銭」に比べ「内地人 二円〇〇銭」ともっとも高額であった（6）。そのため、莫大な前借金を返済できた例も少ない。また、南京のような大都市には日本人「従軍慰安婦」が多く、地方にいくとほとんどいないという傾向があった（7）。「従軍慰安婦」制度のなかで、他民族の女性たちに比べれば別格扱いであった反面、日本軍から「日本ピー」「あばずれ女の類」（麻生軍医）とさげすまれてもいた。

③敗戦後の処遇

数少ない証言からの判断だが、他民族の「従軍慰安婦」にはなかった「配慮」が日本人「従軍慰安婦」になされたと推測される。まず、居留民の一人として帰国できたケースが

わかっている。漢口・武昌などの慰安所の日本人「従軍慰安婦」たちは、兵站さしまわしのトラックに乗って旧日本租界に入り、翌年春に一般居留民として帰還船で帰国した(8)。日本人「従軍慰安婦」で唯一名乗りをあげていた故城田すず子さんは、パラオで敗戦を迎え米軍の上陸後に、伝保部隊と一緒に行動し翌年アメリカ海軍の引き揚げ船で帰国した(9)。その他、現地に放置されたケースも推測されるが、不明である。

2. アジア人「従軍慰安婦」

アジア人女性に対する「従軍慰安婦」政策は、日本がかつておこなった植民地支配及び侵略戦争の本質をもっとも端的に物語っている。ここでは、(1)当時日本の植民地にされた朝鮮・台湾のうち、もっとも人数が多く、証言・資料の多い朝鮮のケースと、(2)日本軍の占領地となった地域のうち、中国及びフィリピンのケースを述べたい。

(1) 植民地・朝鮮のケース

「従軍慰安婦」のうち、その大部分を朝鮮人「従軍慰安婦」が占める。大量の朝鮮人女性(しかも未成年)を「徴集」し、朝鮮半島から遠隔地にある中国・南洋諸島などの日本軍の支配地域まで「連行」できたのは、当時朝鮮が日本の植民地であったという歴史的条件をぬきには考えられない。

日本は1910年8月に「韓国併合」条約を強要し、朝鮮を植民地として敗戦を迎えるまで支配した。朝鮮民衆は、日本による徹底した植民地収奪によって貧窮にさらされたあげく、1937年7月に日中全面戦争が始まると朝鮮半島は大陸侵略のための後方「兵站基地」とされ、さらに侵略戦争に動員されたのである。ここで留意しなければならない点は、「従軍慰安婦」はもちろん徴兵や強制連行・強制労働などの朝鮮人の戦争動員は、朝鮮植民地支配の一環としてなされたことである。侵略され植民地とされた結果「日本国籍」を強要された人々が、自らが引き起こしたわけではない侵略戦争に動員された点が、日本人の戦争動員とは根本的に異なっている。

また、日本は朝鮮を植民地化する過程で、日本式の公娼制度を朝鮮に導入した。「併合」以前から日本人の売春業者が朝鮮に上陸し次々と日本式の遊廓をつくっていったが、「併合」以後の一九一六年に、朝鮮人売春婦の公娼化をいっそう徹底させるため関連法規を發布し、日本式の公娼制度を確立させた(10)。こうした性差別的な公娼制度のもとで、日本の女性も朝鮮の女性も性を搾取されたが、朝鮮人女性は民族差別も加わりさらに劣位に置かれた。前述のように、日本人女性には適用された「婦女及び児童の売買禁止に関する国際条約」などから、植民地であった朝鮮・台湾・関東租借地を除外するという差別的な取扱いを行ったのはその最たるものといえる。

①「徴集」時の状況

このように、朝鮮人女性を戦地に連行する場合、国際条約の制約をうけないと日本政府・軍が判断したため、いわゆる売春婦ではない朝鮮人女性に中国において「従軍慰安婦」導入政策が本格化した当初から動員された。前述の麻生軍医の報告書によると、1938年1月初め上海郊外の慰安所において検診した約百名の「従軍慰安婦」のうち80名が朝鮮人女性であったが、「半島人の内花柳病の疑いある者は極めて小数」「半島人の若年齢且つ初心なる者の多き」(11)とあるように、年若く性経験のないのがその特徴であった。

これは、韓国で名乗り出た被害当事者の証言とも符号する。元「従軍慰安婦」19人中20

歳以下が17人を占め、最年少で11歳、最年長でも22歳であり、16、17歳が最も多く、一人をのぞいて全員未婚だった(12)。また、1943年に武漢兵站の慰安係長になった山田清吉少尉によれば、漢口の積慶里にあった陸軍慰安所20軒、「従軍慰安婦」280人のうち、朝鮮人経営は一一軒、朝鮮人「従軍慰安婦」は150人いたが、これらの朝鮮人「従軍慰安婦」は「(売春の)前歴もなく、年齢も一八、十九の若い妓が多かった」(13)という回想ともほぼ合致している。このように、連行時の年齢はほとんどが「少女」と呼ぶにふさわしい年齢の時であった。

また、朝鮮人女性が徴集された時の特徴は、「詐欺」によるケースが多かったことである。たとえば、前述の元「従軍慰安婦」19人の21回(19人中二人が2度別の連行過程を経験)の動員方法では、「日本に行けば金になる仕事につける」式の就職詐欺が13件と、暴力的手段(暴行、脅迫、権力濫用)による動員が4件、誘拐拉致が2件、売買が2件、その他1件を大きく上回っている(14)。これらは、アメリカ軍の公文書によっても裏づけられる。「一九四二年五月初旬、日本の周旋業者たちが、……『慰安役務』に就く朝鮮人女性を徴集するため、朝鮮に到着した。この『役務』の性格は明示されなかったが、それは病院にいる負傷兵を見舞い、包帯をまいてやり、そして一般的に言えば、将兵を喜ばせる仕事であると考えられていた」「……大部分は売春について無知、無教養であった」とあり、朝鮮人女性に対し「偽りの説明」をして徴集したことが報告されている(15)。

ほとんどの朝鮮人女性は、「徴集」時に自分が「従軍慰安婦」にさせられるという自覚のないまま、戦地に連行された。このように、日本軍は、自国では「従軍慰安婦」徴集の対象としなかった一般女性たち(しかも未成年)を植民地朝鮮(及び台湾)からは徴集したのである。また、こうした徴集や下記の差別的待遇を強いたなかには、日本人業者以外に、日本軍の手先となった朝鮮人業者も数多くいたことも特徴の一つである。

②慰安所での待遇・報酬など

騙されて遠隔地の慰安所に連れられた朝鮮人女性は、将兵から性行為を迫られたり、軍医から性病検査をされてはじめて自分の仕事内容に気づくのだが、その時にはすでに逃げられない状態に置かれ、しかも本人の知らないうちに前借金が課された。

慰安所においても植民地民族への差別が、朝鮮人女性をさらに苛酷な状況に追いやった。日本人「従軍慰安婦」は主に将校を相手にしたが、朝鮮人は圧倒的に数の多い一般兵士を相手に一日数十人もの「慰安」を強要された。また、前述のように、「一時間当たりの単価」も日本人「従軍慰安婦」に比べて低かった。しかも、Vにあるように、多くの朝鮮人「従軍慰安婦」は、その報酬をうけとっていない。

慰安所では母国語を禁止され、「従軍慰安婦」同志の会話さえとがめられた。日本式の「源氏名」がつけられ、日本の着物や日本髪を結わされたりした。そのうえ、日本軍兵士からは「朝鮮ピー」と呼ばれて侮蔑され、日常的にも差別的な言葉を投げかけられた。

また、中国大陆では、日本人「従軍慰安婦」が主に大都市に多かったのに比べ、朝鮮人は地方にも連れて行かれた(16)。慰安所だけでなく、特定の部隊付きとして部隊の作戦に合わせて行動をとることもあった。宋神道さんの証言によれば、その時には食事、医療品などは軍から支給されたが、洗濯、戦傷病者の看護などなんでも手伝わされたという。宋さん自身も銃弾が飛び交うような前戦にまで「従軍」させられ、慰安所もないところに人間一人ぐらい入れる穴を掘り毛布を敷いて「慰安」を強要された(17)。危険な激戦

地ほど朝鮮人「従軍慰安婦」が送り込まれたのである。

こうした状況のなかで、朝鮮人「従軍慰安婦」たちは残虐きわまりない扱いを受けた。1941年18歳で「従軍慰安婦」にさらわれた金英実さん（北朝鮮在住）によれば、日本軍は「『トキコ』と呼ばれたいちばん年少の娘が、朝鮮語を使用したという理由で『慰安婦』全員が集合させられ、見せしめに彼女の首を日本刀ではねて殺害」(18)するという凶行を犯した。また、「慰安」を拒否した場合、日本軍兵士や業者の暴行を受けるのは日常茶飯事であったが、極端な時には「銃剣を取り出して（拒否した）彼女たちの乳房をえぐり取り、至る所を突き刺して虐殺」（李福汝さんの証言、19）した例さえあった。朝鮮人「従軍慰安婦」たちは、最低限の言語表現すら奪われた下半身だけの性的存在であり、まさに「性的奴隷」そのものであった。

③敗戦後の処遇

朝鮮人「従軍慰安婦」に対する敗戦後の処遇をみると、こうした差別的な扱いがもっとも端的に現れている。三つのケースが考えられる。まず、1)現地への遺棄である。ほとんどの朝鮮人「従軍慰安婦」は、日本軍から敗戦さえ知らされず現地に遺棄・放置された。宋神道さんは、慰安所のマダムに敗戦を知らされたが、その日から日本軍将兵は慰安所に来なくなったという(20)。昨日まで敵国であった地に放置された「従軍慰安婦」たちは、独力で帰国するか、米軍収容所に収容されたあと帰国したりした。この時米軍の「従軍慰安婦」にされた例もある。また、沖縄のベ・ポンギさんやタイのユ・ユタさんのように、現地にそのまま残って戦後を生きたケースもあった。次に、引き揚げ船に乗船させたケースである。終戦直前の二月頃、シンガポールから引き揚げ船氷川丸が中国の海南島に立ち寄り、百人の慰安婦を乗せた。うち8割が朝鮮人だったが、日本の佐世保、呉港でおりたという(21)。

(2) 占領地（中国・フィリピン）のケース

<中国>

中国における慰安所開設の直接の契機が、1937年12月の南京大虐殺における中国人女性への大規模な強姦にあったことが示すように、中国人女性への強姦・輪姦は日本軍の行くところで手当たり次第行われた。日本軍の軍医ですら「陸軍軍人は性欲の奴隷の如くに戦場を荒して居る」「強姦は甚だ旺んに行われて支那良民は日本軍を見れば必ず之を怖れた」と記している(22)。強姦・輪姦は、中国軍民に対する暴行、虐殺、放火、略奪を伴って行われたが、戦争の途中からは一定地域の中国住民の殺りくそのものを作戦目的とした「三光作戦」（＝殺しつくし、奪いつくし、焼きつくす）すら行われた(23)。こうした残虐行為の背景には、この戦争が正義なき「侵略」戦争であったこと、また当時の日本人が中国人を人間以下の存在として蔑視・差別していたことなどがあげられる。

このように、中国人女性の場合、日本軍兵士によって強姦・輪姦され、その後多くの場合殺害された。そのうえ、敵軍である日本軍の「従軍慰安婦」を強要させられたのである。このように、日本軍によって長期にわたり性暴力を受けた中国人女性のうち、「従軍慰安婦」にさせられたのは一部であると思われる。しかし、中国人女性の被害は、戦争の期間・地域・人数から甚大であったと推測されるにもかかわらず、その実態についての研究はあまり進んでいない。

①「徴集」時の状況

中国人女性の「徴集」はⅣで述べられているが、資料・証言が少ないためその特徴・実態はほとんどわかっていない。

②慰安所での待遇・報酬

1940年1月に日本軍が調査した「性病に関する諸統計表」によると、性病にかかった「従軍慰安婦」5,418人の民族別割合は、日本人26.34%、朝鮮人45.31%、中国人28.37%であった(24)。ここからも日本軍の管理下に置かれた多数の中国人「従軍慰安婦」の存在を確認できる。中国大陆において、日本人が主に都会に、朝鮮人は地方にも多かったのに比べて、中国人女性はどの地域でも「従軍慰安婦」にされたが、中国人「従軍慰安婦」の方が圧倒的に多い地域もあった(25)。また、判明しているだけでも、中国人「従軍慰安婦」は、朝鮮人「従軍慰安婦」よりもさらに劣位におかれた。前述の「一時間当たりの単価」でも朝鮮人「従軍慰安婦」よりさらに低かったことから、それはうかがうことができる。彼女たちは「満ピー」「支那ピー」と蔑称された。

日本軍に三度にわたり暴力的に拉致され「従軍慰安婦」にさせられた万愛花さんは、1943年同じ村の4人の女性とともに、掃討作戦に来た日本軍によって日本軍の拠点に連行され、別々の部屋に監禁された。その日から「慰安」を強要されたが、女性たちは顔を合わすことさえ禁じられた。3回目に捕らえられた時には身体の形が変形するまで暴力をふるわれ、意識不明で裸のまま村の川に投げ込まれた、という(26)。また、元日本軍兵士の証言によると、日本軍の作戦行動中に「スパイ容疑で捕まった中国人女性や八路軍の遊撃隊や正規軍の女兵で捕虜になった」女性たちを最前線の分遣隊に「従軍慰安婦」として配置された例もあった(27)。彼女たちは「分遣隊には衛生サックの補給がなかったので、……妊娠する女性も少なくなかった。妊娠しても使用に耐えられる間は使用し、使用できなくなれば濠外に連れ出し、立ち木に縛りつけて初年兵の刺突訓練に使い、どの兵の子供ともわからない胎児と共に惨殺されて埋められるとのことであった」(28)という残酷な扱いを受けたという。報酬の授受は、不明である。

このように、中国人女性を殺してもかまわない敵国の女性として(29)、いっそう苛酷な扱いを受けたのである。

③敗戦後の処遇

資料・証言がほとんどなく、不明である。

<フィリピン>

1941年12月8日にアジア太平洋戦争が勃発した直後の22日、日本軍主力部隊はフィリピン・ルソン島に上陸し、翌年1月3日から軍政を開始した。しかし、フィリピンの軍事占領は、フィリピン人抗日ゲリラの活動によって脅かされ、また1944年夏からは米軍の反攻も始まり、安定的な支配ができない状態であった。そのため、日本軍は「抗日ゲリラ討伐」に名を借りた住民虐殺や略奪などをほしきままにした。

①「徴集」時の状況

フィリピンでも軍指定の慰安所が判明しているが、これらの慰安所に狩り集められたのは主に朝鮮人女性たちだった。1944年夏に米軍の反攻がはじまり、来るべきフィリピン決戦に備えて、日本軍が旧「満州」などから増強されたが、それに対応できる慰安所はなか

った。慰安所が制度として確立できない中で、日本軍はフィリピン人女性を「現地調達」して、性的なけ口の対象にした。1993年4月に東京で補償を求めて提訴した18人のほとんどが、同国を占領・支配した各部隊、将校などがフィリピン女性を暴力的な手段で拉致、駐屯地内の建物や将校宿舎に監禁し、継続的に強姦・輪姦・輪姦を繰り返したケース（Vの3の例）である。彼女たちは、日本軍に拉致された時の年齢は12歳から26歳で、既婚・独身を問わず若い女性が狙われた(30)。

②慰安所での待遇・報酬

前述の18人のケースを見ると、逃亡できない環境のなかで、食事も満足に与えられず「慰安」の強制以外に洗濯・炊事などにも従事させられたりしたが、報酬の授受はほとんどなかった(31)。

③敗戦後の処遇

敗戦前の米軍上陸で釈放されたフィリピン人「従軍慰安婦」もいたが、日本軍撤退時に虐殺された「従軍慰安婦」たちも多かったという。「従軍慰安婦」虐殺について、ルソン島の部隊にいた元日本人軍人友清高志は「敵が上陸するまでは女は我慢しろ。上陸したら強姦してもかまわん。ただし、必ず殺して埋めろ、と憲兵が指示した。死を前にこの世の名残と女性を求めた。米軍が迫ると殺す以外になかった。帰らせるとこちらのことが知られるから」と証言している(32)。

フィリピン人「従軍慰安婦」は、アジア・太平洋戦争勃発後日本軍が侵略・占領した東南アジアの地域・国の女性に対する性的暴力の典型的ケースといえる。

3. 白人「従軍慰安婦」

白人女性を「従軍慰安婦」にしたケースで、資料及び証言で確認できるのは、インドネシアの捕虜収容所に収容されたオランダ人女性の事例である。戦犯裁判資料によれば、「慰安所事件」関係が三件記録されている。

①「徴集」時の状況

1944年3月に、スマラン駐屯地司令官が「(第一六)軍司令部と暗黙の了解の下に『スマラン』抑留所に収容させられたる約百名の和蘭婦人を解放し、これを市中4カ所に分配して慰安所を開設した」(33)。スマラン抑留所以外にもアンバラウ収容所に抑留された女性約35人の例もあり、オランダ国立公文書館所蔵の裁判資料によれば、この二つの収容所から実際に2月に連行された女性は35人であった(34)。連行は志願形式の文書の形をとっていたが、このうち少なくとも25名は「詐欺、暴力、脅迫を用いることによって抑留所から婦人や少女たちを連行した」(35)。

これは、被害者の証言によっても確かめられる。1944年2月、アンバラウ収容所に入れられたジャンヌ・オルヘネは、収容所の重労働から戻る途中、トラックで到着した大勢の日本の軍人たちに呼び出され「17歳以上の独身女性は中庭に整列しろ」という命令を受け、他の少女たちと長い列をつくらされた。10人の女性が「選抜」され、無理やりトラックに乗せられ、そのままスマランの慰安所に連行された、という(36)。

②慰安所での待遇・報酬

前述の司令官は裁判で「『スマラン』の各収容所及び『アンバラウ』の収容所に抑留されありし約三五名の婦人を慰安所に宿泊せしめ売淫を強制し又不当に取り扱った責任」(3

7)を問われていることから、オランダ人女性たちが売春行為を強要されたのは明らかである。この時、4軒の慰安所が開設されたが、経営者の身分は軍属であった(38)。

ジャンヌさんによると、慰安所で彼女たちは写真を撮られ(待合室の壁に貼られた)、日本名がつけられた。その後3ヶ月間、日本軍兵士に刀で脅迫されたりしながら、一日に何人もの将校に強姦されただけでなく、性病を検査する軍医にまで強姦された、という。妊娠がわかると、日本人看守に錠剤をむりやり飲まされ、流産した(39)。この二つの収容所以外にも、ジャンベル憲兵分隊事件では、オランダ国籍の女性を「強制して慰安所に閉じこめ売淫させた」という(40)。また、報酬の授受は明らかでない。

③慰安所からの「解放」

Ⅲで述べられているように、1944年4月日本から参謀本部将校が視察にきた際、この強制売春が発覚し、この慰安所は即時閉鎖が指示された。

日本軍は占領地女性への強姦・強制売春が戦争犯罪に当たることを知りながら、それを実行した。オランダ人女性の事例は、日本軍がオランダ領インドネシアを占領して、オランダ人を日本軍の捕虜収容所に収容したなかでの事件であった。その人数からも例外的事例であるが、強制的に慰安所に連行・監禁され継続的な強姦・輪姦された点で占領地女性が受けた性暴力の典型ケースの一つである。

しかし、日本軍はアジア人女性への強制連行を防止させる指示は出さなかったのに比べて、白人女性のみに対しては強制売春を行ってはならないという指示を出したのである。

日本軍・日本政府は、自国の女性たちを一般女性と公娼出身に二分化し、前者を<産む性>として「軍国の母」に、後者を<快楽の性>として「従軍慰安婦」の対象として区別したうえに、日本の女性と日本以外の植民地・占領地の女性も明確に二分化し、後者を「従軍慰安婦」の対象としたのである。「従軍慰安婦」にさせられた女性すべては、その出身の如何・待遇の程度を問わず、同じく性差別的な「従軍慰安婦」制度の被害者であったことは言うまでもない。しかし、この制度のなかで、被支配民族への蔑視感・民族差別によって、<異民族>の<女>たち、とくにアジア人女性たちがいっそう非人間的な扱いを受けたのである。

註

1、麻生徹男「花柳病の積極的予防法」、同『上海より上海へ』所収、1993年、石風社、福岡、P215-216

2、長沢建一『漢口慰安所』1983年、図書出版社、東京、P51-53。これによると、1937年7月中戦争勃発後、上海派遣軍は慰安所を設置するため西日本各地の遊廓に協力を要請、大阪の松島遊廓の業者は、公娼出身の日本人女性とともに中国に渡り慰安所を開設した。ただ、年齢をみると、18歳で芸者から「従軍慰安婦」になった例(広田和子『証言記録 従軍慰安婦・看護婦』1975年、新人物往来社、東京、P18)や千葉県茂原慰安所に17歳で「従軍慰安婦」にされた例もあった(川田文子『皇軍慰安所の女たち』1993年、筑摩書房、東京、p186-187)

3、従軍慰安婦110番編集委員会『従軍慰安婦110番』1992年、明石書店、東京、P32など。

4、広田和子前掲書P18またP42にも。

5、鈴木裕子「からゆきさん・『従軍慰安婦』・占領軍『慰安婦』」、「『従軍慰安婦と性暴力』1993年、未来社、東京、P75-78

6、独立攻城重砲兵第二大隊「常州駐屯間内務規定」、一九三八年三月、『資料集』所収、P207。「料金」についての証言は多い。海城にあった慰安所について、軍医は「日本人、朝鮮人、中国人の順に値段が安くなった」（従軍慰安婦110番編集委員会編前掲書P24）。インドネシアのスラバヤで日本軍特別工作隊のタイピストをしていた日本人女性も「日本人慰安婦の場合は二円五〇銭、朝鮮人慰安婦の場合は、一円から一円五〇円」だったと述べている（同上P28）

7、吉見義明「従軍慰安婦と日本国家」、『資料集』所収、P53

8、長沢建一前掲書P224-230

9、城田すず子『マリアの賛歌』1971年、東京、日本基督教団出版局、P69-76、

10、山下英愛「朝鮮における公娼制度の実施」、尹貞玉ほか著『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」』1992年、三一新書、東京、

11、麻生徹男、前掲書P215-216

12、鄭 星「解説 軍慰安婦の実相」、韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊協議会編『強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』所収1993年2月、図書出版ハンウル、ソウル。日本では従軍慰安婦問題ウリヨソネットワーク訳『証言—強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』、1993年10月、明石書店、東京。該当箇所は日本語版P25-27。以下『証言』と略す。

13、山田清吉『武漢兵站』1978年、図書出版社、東京、P86

14、鄭 星前掲論文日本版P25

15、アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告」第四九号、一九四四年一〇月一日。『資料集』所収、P441

16、註8に同じ。また、元日本軍兵士の証言では「（中国）宣興という所は、第一戦部隊で、毎晩敵との遭遇があるわけです。…そこに15名ほどの慰安婦さんがおったわけですが。…15人全員朝鮮人でした」（1992・京都「おしえてください！『慰安婦』情報電話」報告集編集委員会編『性と侵略—「軍隊慰安所」84カ所 元日本兵らの証言』1993年、社会評論社、東京、P122）。ほかに、前述のインドネシアにいた日本人タイピスト「前線に行く部隊に、慰安婦たちが従軍していくのを見たことがあります。…危険な前線に行くのは、ほとんどが朝鮮人だったと思います」と証言している（従軍慰安婦110番編集委員会編・前掲書P30）。

17、川田文子前掲書p130-132

18、成律子「北朝鮮の元『慰安婦』たち」、「『世界』一九九三年三月号、P282

19、同上、P286

20、川田文子、前掲書P138

21、「札幌民衆史シリーズ6」編集委員会編『戦争体験 庶民が支えたあの戦争は……』1993年、札幌、P110-112

22、国府台陸軍病院付軍医中尉早尾 雄「戦場に於ける特殊現象と其対策」1939年、『資料集』所収P228-233

23、江口圭一「中国戦線の日本軍」、藤原彰・今井清一『十五年戦争史2』1988年、青

木書店、東京、

24、北支派遣多田部隊富家部隊福島隊調査「性病に関する諸統計表」1940年、『資料集』P238

25、註8に同じ。

26、万愛花「私は日本軍が死ぬほど憎い」、国際公聴会実行委員会編『世界に問われる日本の戦後処理②』1993年、東方出版、大阪、P90-95

27・28、日朝協会埼玉県連合会編『証言「朝鮮人従軍慰安婦」』1992年、P18-19

29、中国人女性への強姦について、前述の軍医早尾 雄は「内地では到底許されぬことが敵の女だから自由になるといふ考が非常に働いて居るために支那娘を見たら憑れた様にひきつけられて行く」と述べている。『資料集』229P

30、フィリピン元「従軍慰安婦」を支援する会編『フィリピン「従軍慰安婦」補償請求事件訴状』1993年、東京

31、同上

32、朝日新聞1993年3月30日付

33-35、吉見義明前掲論文P74-76より重引。

36、ジャンヌ・オルヘ「強姦された女の叫び」、国際公聴会実行委員会編前掲書P79-83

37-38、吉見義明前掲論文P74-76より重引

39、ジャンヌ・オルヘ前掲書P83-89

40、吉見義明前掲論文P74-76より重引

Ⅶ. 「産業慰安婦」

戦時下、多くの朝鮮人が戦争遂行を担う軍需産業の労働力として投入された。その駆り出しが顕著になったのは、1938年に国家総動員法が制定されてから以降である。「自由募集」・官斡旋・徴用と、次第に徴集方法も強制的になった。彼らは、日本・朝鮮だけでなく、アジア太平洋戦争開始以降は東南アジア・太平洋地域の各地にも送り出されていた。炭鉱・鉱山・軍需工場・軍需施設・飛行場建設・ダム建設などに従事させられた朝鮮人青壮年は、一説では数百万にのぼるのではないかとされている。日本国内に連行された労働者は、日本政府の調査でも72万4727名に達している（1947年大蔵省調査）。これら朝鮮人強制連行の背後で、朝鮮人女性が「産業慰安婦」として徴集されていたことを見逃すことはできない。

1. 朝鮮人「産業慰安婦」

炭鉱や軍需施設には、陸海軍さながらの慰安所が設置されていたことが、少しずつ明らかになりはじめている。これら慰安所には朝鮮人女性が「慰安婦」として徴集されていた。現在、日本政府や日本の各企業はその存在を認めていないが、見過ごすことのできない重要な問題なので、現在明らかになっていることを以下に示したい。

その女性たちが、産業「慰安婦」としての形態に取り込まれていったのは、国家総動員法以降朝鮮人強制連行が激しくなるのと期を同じくする。各地の産業慰安所に入れられた女性は、日本在住の朝鮮女性も多くを占めたが、他にも軍「慰安婦」同様に詐欺や「**強制手段**」により連行されてきた女性も少なくなかった。

では、なぜ炭鉱や軍需施設に慰安所が設置されたのであろうか。まず結論から述べよう。強制連行により従事させた朝鮮人男性は、その過酷な労働条件の状況の中で、傷病者が絶えず、ストライキを含めた抵抗・脱走などの逃亡が相次いだ。ただでも労働力不足を悩む企業・政府は、幾多の善後策を講じねばならなかった。定着化させるための家族呼び寄せ政策もその一つであったが、それと同時に発案されたのが、性的慰安施設だった。

1943年労働科学研究所による「半島労働者勤労状況に関する調査報告」には、九州から北海道まで各地にある事業所（鉱山・土建・工場等々）37社の調査報告がまとめられている。ある鉱業所では、会社が指定した朝鮮料理店に朝鮮人女性を「酌婦」としておき、会社が価格を定め、女性の性病検診を町医に委ねて行っていた。また別の鉱業所では、「性的解決策として半島銘酒屋を指定」し、建物を無償貸与して朝鮮人女性を酌婦としておいていた。ここでは女性たちの検診は、炭鉱医局にて毎月実施されていた。さらに別の鉱業所では、朝鮮人女性7名をおいた「銘酒屋」の開業を許可し、予防具（衛生サック）は各寮に備えつけ無料で使用させていた。女性たちの性病検診は、警察署に委ねていたのである。いわゆる企業と官憲が連携していたわけである。

官憲と事業所の関連について、『華人労働者就労顔末報告書』（1946年二瀬鉱業所の「事業所華労働関係職員」の項により、企業に警察官が常駐していたことがわかる。官憲は取締警戒と管理指導にあたっていた。又移入・送還時には、「凡テ政府並地元官憲ノ指示命令並華北勞工協会ノ申入ニ基キ事業所職員並医師、警戒員ヲ付添ハシム」のであった。

2、設置動機

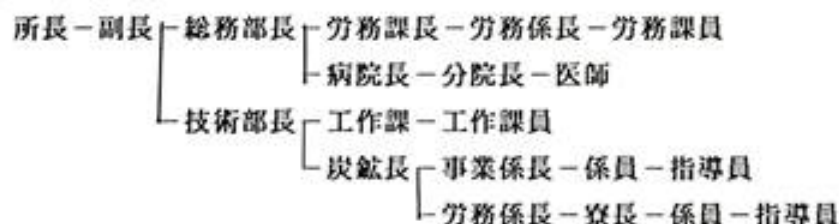
なぜ、これらの事業所に慰安所が必要であったのか。発案理由の第1点として、朝鮮人「労務者」の労働意欲促進のためということが上げられる。「大東亜戦争以来、民族労働問題は俄かにその重要性を加え、これが対策の基本たるべき科学的研究の要請は益々強大となった」「半島労務者問題は特に重要」「管理段階の特異なる性格を発見することに努め、それを支配している諸因子について研究を進めた」「半島労務者問題について充分なる成績をあげ得ない状態にあっては、今後の民族同化は極めて困難であるといわねばならない」(1)等にその趣意を推し量ることができよう。

特に戦争末期に至ってはおびただしい数の強制連行が朝鮮各地に繰り広げられた。無理やりトラックに押し込められ連れてこられた朝鮮人は、炭鉱・鉱山などに入れられたが、十分な食事も与えられず、規定の労働時間も守られることなく、賃金もほとんど受けとることができず、虐待・酷使・リンチにあえぐ生活を強いられていた。そのような状況におかれ、体力気力は衰え、労働意欲が出ようはずもなかった。抵抗したり抗議しようものなら、残酷なリンチや見せしめの暴行が加えられるだけだった。

しかし経営側は、そうした事態をただ力で押さえつけることはできないと考えた。そこで講じられたのが、「飴と鞭」政策の飴であった。抵抗せずによく働く、企業側のいうことをきく朝鮮人には、褒賞として慰安所をあてがうことを考えついたのである。(2)

4、朝鮮人産業慰安婦

1940年に陸軍省整備局戦備課長から北海道炭鉱汽船株式会社資料課長に宛てた「募集関係雑」(労務課)には、厚生施設として性的欲望考慮として「朝鮮人・支那人娼婦ノ誘致」がある。この担当は労務課になっているが、二瀬炭業の場合、その系列は以下の通りである。(7)



産業「慰安婦」の場合は、労務課がそれを担当していた。徴集は、官憲の協力のもとに行われた。この場合も、企業と契約の業者により女性を集めてきたケースと、官憲の協力による徴集があったと思われる。

九州は強制連行されてきた多くの朝鮮人が入れられた炭鉱が各地にある。筑豊にある古河大峰鉱、古河峰地鉱、豊州炭鉱には、朝鮮人「慰安婦」がいた産業慰安所が少なくとも10軒はあった。「朝鮮館」「酔心」「大和屋」「新吉野楼」「昭和亭」などと名付けられた屋号の「特殊飲食店」「接客店」には、朝鮮人女性が「慰安婦」としていた。女性たちに支払う料金は、炭鉱発行の炭鉱のみで通用する金券が用いられることもあった。

元炭鉱労務係は、「女子挺身隊として連れてきた」と話している。(3)

朝鮮慶尚南道にあった軍需工場に連行された李京生さんに例をみてみよう。彼女が連行

されたのは1929年のことであった。「いい工場に連れて行ってやる」といって、当時12歳だった李さんを連れ出したのは、地主と村の区長であった。乗せられたトラックには、すでに10代そこそこの4人の少女たちが乗っていた。

連行されたのは、慶尚南道昌原にあった火薬などの軍需物資を製造する工場だった。連行されてきた朝鮮人少女は20名余りいた。李さんは日本人将校の世話をする仕事をさせられたが、数カ月後には、他の女性たちのように小さな一室に入れられ、「慰安婦」を強いられたのである。

5、松代の慰安所

長野県長野市松代町にある松代大本営地下壕跡地付近に、朝鮮人「慰安婦」がいた慰安所が確認された。松代大本営地下壕の建設にあたっては、強制連行を含む延べ300万人の朝鮮人が「動員」させられた。当時ここに慰安所を設営するのは、「朝鮮人が近くの婦女子をいたずらしないために」と警察官が言ったというが、実際この慰安所を利用したのはその工事を指揮した軍人や軍属たちだった。

20歳前後の朝鮮人女性4名がいたこの建物は、戦前は養蚕室であったが、警察官の依頼により、1944年12月から1カ月100円の家賃で半強制的に借り上げられたのである。その家には、慰安所の管理人である朝鮮人が家族5名と用心棒役の朝鮮人男性も同居していたという。(4)

この松代に作られた産業慰安所の例で重要な点は、それが朝鮮人労務者のためといいながら、実は指揮官らのためのものだったということである。松代大本営地下壕建設工事は、極秘のうちに進められた。敗戦色が濃くなった1944年、本土空襲が必至になると、陸軍の一部は大本営を松代に移転して本土決戦を構えようと、その工事を急いだのである。秘密漏洩は、軍部が最も恐れるものだった。しかるにその工事に携わる朝鮮人は、一切の自由を奪われ、日夜を問わぬ過酷な労働により多くの命が奪われたのだが、そうした状況下に、朝鮮人が慰安所に行けるはずもなく、行かせるはずもなかった。

産業慰安所は松代のみならず全国各地にみられたことは前述したが、この松代のケースはけっして例外ではないと思われる。いわゆる朝鮮人のためという「建て前」で慰安所が設置されたとしても、実際そこに行ったのは、指揮・監督の地位にある者たちだったということなのだ。

産業慰安所についての調査・研究は進められてはいるものの、証言者が少数なため解明は困難な状況にある。戦後補償問題としても、企業側の責任はまだ取り上げられておらず、全貌解明は今後の課題とされる。

註

(1) 「半島労務者勤労状況に関する調査報告」1943年、労働科学研究所

(2) 『西日本新聞』1992年2月21日、『毎日新聞』1992年2月22日、『朝日新聞』1992年2月21日、『読売新聞』1992年2月21日

(3) 「華人労務者就労願末報告書」1946年3月17日報告、日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

(4) 『信濃毎日新聞』1993年3月22日

Ⅶ. 慰安所生活による後遺症

慰安婦とされた女性たちは、ある意味では戦時以上に重い戦後を生きてきた。慰安所で受けた精神的、肉体的後遺症が約半世紀にもわたる長い年月、彼女たちを苦しめてきたのである。日本軍は敗戦時、慰安女制度にまつわる文書を焼却し、証拠湮滅を図った。それはとりもなおさず、この制度が皇軍の恥部だったからである。戦後も慰安所制度の存在を歴史上から抹殺しようとした姿勢は一貫していたが、被害者の多数の証言、焼却をまぬがれた公文書の発見により、ようやく慰安所の軍管理を認めるに至った。こうした戦後の日本政府及び日本社会のあり方が被害者の踏みにじられた尊厳を回復する機会を奪い、彼女らを苦しめてきたのである。

慰安所生活が女性たちにもたらした被害は多種多様である。ここでは肉体的後遺症、精神的後遺症、生活に及ぼした影響に分類した。

1. 肉体的後遺症

「証言強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」（注1）によると、韓国の19人の元「慰安婦」は健康な老後を送っている例はほとんど皆無と述べている。

膀胱炎、子宮内膜炎、卵管の異常、下血、閉経前の生理痛、子宮がはがれ落ちるような腹の痛みを訴えている者、子宮摘出手術を受けた例等、慰安所における異常な頻度の性交の強要が女性の子宮を破壊したことがまず顕著である。戦後も長い間、性病の治療に悩んだ者が明らかにされているだけで2名いる。梅毒で死産、無事に生まれたと思った長男も、40年後に発病、精神病院への入退院を繰返し、それまで築きあげてきた生活も仕事も壊滅するといった子の代にまで凄惨な被害が及んだ例もある（注2）。

この他、昔のことを考えると心臓がドキドキする、だるくなる。頭痛がする、不眠になるという者も少なくない。雨が降ると殴られた箇所が痛むという訴えもあった。

同様の報告が北朝鮮からもなされている。「日本帝国主義による『従軍慰安婦』犯罪事件の真相調査中間報告」によれば、「中央及び各道、市、郡などで公開証言をした34人を検診したところ、13人が30～40代に子宮切除手術を受けており、18人がひどい帯下症状のため苦しんでおり、22人が心臓神経症、3人が言語障害及び聴覚障害、26人が傷跡を持っていた」（注3）。

占領地の女性が受けた被害の典型を示すフィリピンの場合も、子どもが産めなかった、子宮摘出手術を受けたという訴えもあるが、韓国・朝鮮の植民地女性に比べると少ない。これは、フィリピンの女性が家族や地域の住民が日本軍によって虐殺されるといった極限状況下で強姦、輪姦被害を受けるが、慰安婦とされた植民地の女性に比べると、被害を受けた期間が比較的短期で、その頻度も少なかったことによる。

が、強姦時受けた頭の傷が残っている、蹴られた胸が今も痛む、左胸の骨が折れ曲がったようになり、重い物を持てない等、暴行による傷は生々しく残っている。言語障害、不眠症、神経質になると血を吐くといった報告もなされている（注4）。

2. 精神的後遺症

肉体的後遺症は概括的にいえば被害を受けた期間とその頻度に比例するが、精神的後遺

症は、期間や頻度にほとんど関係なく、被害者を深く蝕んでいるのが大きな特色である。

慰安婦とされた植民地の女性も、拒否すれば殺されるといった極限状況下で強姦、輪姦を繰り返された占領地の女性も、性を蹂躪されたことによって受けた精神的打撃を、戦後、癒されることなく、年を経てきた。それどころか年とともになおいっそう深い傷となって沈潜し、老いた被害者を苦しめている。

韓国の李相玉さんは次のように証言している。

「当時のことを考えたり、話をする、頭が痛くなって数日間はぐっすり眠れません。足を伸ばして思いっきり泣いてもすっきりしません。南洋でそのような経験をしたために、私は鬱病にかかってしまいました。鬱状態になると、冬でも部屋の戸を開けていないと眠れません。いきつけの病院では、神経をあまり使わないよう注意されました。また、寝ている時に、左足のふくらはぎがこむらがえりになるのがつらいです。南洋で逃げる際に刀などで突かれ、血をたくさん流したためです。この頃は身体がだるく、体調がすぐれません。ミョンランという頭痛薬をパラオにいた二十代前半の頃から飲んでいたのですが、今でも一日二錠ずつは欠かせません。最近は頭痛だけでなく、息をするのも苦しくて病院に通っています。」（注5）

韓国の19人の元「慰安婦」の多くが精神不安定、病的な鬱状態を自覚している。また、人に会うのがこわい。一人でいたいという訴えもある。同様の報告が共和国の側からもなされている。つまり、「調査の過程で会った元『従軍慰安婦』被害生存者のほとんどに、人間忌避症、自信欠如症、憂鬱症のような症状があった」（注6）。

フィリピンからも、戦争の時のことを考えるとぼんやりしてしまう。正常な人間関係が持てない、不眠症、神経症が報告されている。

こうした被害者に及ぼした精神的後遺症は、李相玉さんの証言にみられるように、先にあげた様々な肉体的後遺症と相乗的に影響しあい、老いた被害者をより苦しめている。戦時のことを考える→頭が痛くなる→眠れない→こむらがえりが辛い→鬱状態から抜けられない→頭痛だけでなく息をするのも苦しい、というように。肉体に刻み込まれた傷が精神をいたぶり、精神の疲れがなおいっそう不眠、頭痛、動悸といった症状を重くするのである。

3. 生活に与えた影響

フィリピンのトマサ・サリノグさんは、戦後、独身で通してきた。「日本軍人らの仕打によって受けた傷があまりにも大きかったので、もし結婚したら夫が再び同原告を傷つけはしないかと恐れた」（注7）からである。フィリピンの被害者の多く（例えば、93年4月2日、日本国を相手取り「フィリピン『従軍慰安婦』補償請求事件」を起こした18人の原告のうちその訴状によれば12人は結婚あるいは離婚再婚経験があり、5人は結婚未婚の記載がない。独身を通したのはサリノグさんのみ）は戦中、あるいは戦後、結婚しているが、韓国・朝鮮の被害者は結婚はしていない。韓国の19人の被害者のうち、6人が結婚したが、そのうち5人が後妻、そして、その6人全員が結婚に失敗した。8人は同居、あるいは妾として家庭を持った経験があるが、幸福な家庭生活には恵まれなかった（注8）。共和国の報告書でも「元『従軍慰安婦』生存者の絶対多数は、最初からあきらめて結婚しておらず、また結婚をした場合も未婚男性と結婚した例は6件しかなく、大体

子供のいる既婚男性の後妻に入った例が多い。結婚した元『従軍慰安婦』の大多数は子供が産めなかった為、前妻の子供や養子に養われて暮らしている」（注9）と記されている。

想像を絶する頻度の性の蹂躪を受けたことにより、「慰安婦」とされた女性たちは生殖能力を破壊された。また、性蹂躪による屈辱感、汚辱感、羞恥感のため、同世代の女性たちのごく一般的な生活形態であった結婚生活に入ることができなかった。そして、家庭生活に入つたにしても、家父長を中心にする婚姻制度の中で、後妻、妾、あるいは内縁の妻といった屈辱的な位置で耐へ忍ばなければならなかった。

最初から結婚してなかった者、あるいはなんらかの形で家庭生活に入っても、結局はそこからはいきだされた者など、慰安所制度の被害者は一人暮らしが多い。女性の職域の限られた男社会で、職業的技能を身につける機会を青春時代に奪われた元「慰安婦」の一人暮らしは、貧困を余儀なくさせた。

慰安所制度はその犠牲となった女性たちの人としてのごく自然な性と生の営みを破壊し、癒しがたい数々の後遺症を残したのである。

<注>

1 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編 従軍慰安婦問題ウリヨソネットワーク訳「証言強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」1993年 明石書店

2 前掲書 P284

3 朝鮮民主主義人民共和国日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会「日本帝国主義による『従軍慰安婦』犯罪事件の真相調査中間報告」1993年 P17

4 「フィリピン『従軍慰安婦』補償請求事件訴状」1993年

5 前掲書「証言強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」P209～210

6 前掲報告書「日本帝国主義による『従軍慰安婦』犯罪事件の真相調査中間報告」P16

7 前掲訴状「フィリピン『従軍慰安婦』補償請求事件訴状」 P41

8 前掲書「証言強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」P35～36

9 前掲報告書「日本帝国主義による『従軍慰安婦』犯罪事件の真相調査中間報告」P16

IX. 結論

最も基本的な資料が日本政府によって未だに非公開扱いにされているという、困難な状況の下での考察であるが、この分析によって、「従軍慰安婦」はまったくの無権利状態におかれたまま、日本軍によって継続的に輪姦されつづけた「性的奴隷」であったことが明らかになったと思われる。「従軍慰安婦」問題は、女性差別、人種（民族）差別、階層差別、戦争犯罪が複合した最も悪質な人権侵害である。

軍人による継続的輪姦の制度化は、女性に対する組織的暴力であることは、あらためていうまでもない。

例外はあったが、日本人「従軍慰安婦」はおおむね成人のいわゆる「売春婦」に限られていたのに対し、他のアジア人の「従軍慰安婦」（植民地・占領地の女性）の圧倒的多数が未成年者であるか、成年であってもいわゆる「売春婦」ではなかったという事実は、人種（民族）差別の最たるものである。また、抑留所に収容されたオランダ人女性が強制的に「従軍慰安婦」にされたという事実も、日本人女性の場合にはおこりえないという意味で、明白な人種差別であった。しかし、白人女性の場合には、現地の軍司令部が強制してはならないという注意を事前にあたえ、強制が判明したときにそれを止めさせたという事実は、日本人→白人→他のアジア人という人種差別の階層性があったことを示している。

「従軍慰安婦」として徴集された女性たちは、日本人、植民地の女性、占領地の女性を問わず、いずれも経済的に貧しく、学校教育を満足に受けていない女性たちであったということは、経済的階層差別を如実に示している。いわゆる「売春婦」出身の日本人「従軍慰安婦」も、家庭が経済的に困窮したために、「従軍慰安婦」となる以前に、未成年の時に親に売られ、あるいは親を救うために苦界に身を沈めていたのであった。だまされて、あるいは強制的に「従軍慰安婦」にされた植民地・占領地の女性たちの場合も、その貧困につけこんで、日本軍は「性的慰安」を強制したのである。

強姦あるいは継続的輪姦が戦争犯罪であることはいうまでもない。日本軍の各部隊では、将校たちの多くは自分の所属する部隊の名誉を守るため、強姦事件の多くをもみ消して、犯罪として処断することが極めて少なかった。それでも、いくつかのケースは摘発された。たとえば、田中隆吉陸軍省兵務局長は、1942年5月2日の陸軍省局長会議で、フィリピンでは強姦が多かったが、中国よりは少ないとのべ、とくに中国・フィリピンで強姦事件が多かったことを認めている(1)。また、大山文雄材務局長は同月27日に、1941年12月の開戦以来、東南アジア・太平洋地域での掠奪強姦事件は76件で、フィリピンが最も多く、ついでタイ・ビルマ、オランダ領東インドの順だとのべて、摘発された強姦事件の概要を把握していた(2)。これは氷山の一角でしかなかったが、一応、軍は処断の姿勢を示している(3)。しかし、「従軍慰安婦」に対する性交の強制は、犯罪とは意識されていなかった。相手が酔っぱらっていることを理由として性交を拒否した「従軍慰安婦」を殴打暴行したある兵士は「嚴重説諭」を受け、休業中を理由に性交を拒否した「従軍慰安婦」を道路に引っ張り出して暴行した別の兵は所属部隊に「通報」されたという例があるが(4)、これは犯罪として処分されなかったことを示しているのである。

次に、日本政府・日本軍による「従軍慰安婦」制度の創設・運用、「従軍慰安婦」の強制徴集・強制使役が国際法に違反していたこと、あるいは戦争犯罪であったこと、人道に対する罪であったことを明らかにする道が開かれたと私たちは判断する。

そこで、現在の日本政府の態度・見解にどのような問題・欠陥があるかを明らかにして、本研究を終えたい。

1993年8月4日に行われた内閣官房長官談話によれば、慰安所は「軍当局の要請により設営されたもの」とし、「従軍慰安婦」の徴集も「軍の要請を受けた業者が主としてこれにあたった」などとして、軍の関与は認めたが、慰安所の設営・管理や「従軍慰安婦」の徴集・移送の責任主体は業者にあるとしている。しかし、この研究で明らかのように、これらの主体は業者ではなく、日本政府・日本軍であり、業者はその手足として使われたにすぎない。

同じ日に発表された内閣官房内閣外政審議室の「いわゆる従軍慰安婦問題について」は、「慰安婦たちは戦地においては常時軍の管理下において軍と共に行動させられており、自由もない、痛ましい生活を強いられたことは明らかである」とのべているが、この方が事実に近い。また、そうだとすれば、日本政府は、国際法違反、あるいは戦争犯罪であったことを認めて、賠償に踏み出すべきである。

次に、政府は、占領地における軍による徴集の持つ意味を無視ないし軽視している。外政審議室の報告にある「慰安婦の出身地としては、日本人を除けば朝鮮半島出身者が多い」というのは、占領地出身「従軍慰安婦」の存在を無視するものであるし、「慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たることが多かった」というのは、占領地における「従軍慰安婦」徴集の普遍的な形態、つまり軍による徴集という事実を無視するものである。

さらに、「従軍慰安婦」問題の解決の第一の前提が真相の解明にあることを考えれば、警察資料をはじめ、各省庁の資料を非公開・未点検のまま、また、多くの元「従軍慰安婦」からのヒアリングを行わないまま、また、日本人の「従軍慰安婦」制度を運用した関係者からのヒアリングを中途半端なまま終了させ、しかもその内容を非公開にしたままで、調査を打ち切るという姿勢は納得できない。これでは、日本政府には真相解明の気持がない、といわれても弁解のしようがないであろう。

真相解明と問題の根本的な解決のために、特別調査官の積極的なイニシアチブを期待して、本稿を閉じたい。

註

(1) 金原節三陸軍省医事課長「陸軍省業務日誌摘録」後編1942年5月9日、吉見義明「陸軍中央と「従軍慰安婦」政策」「戦争責任研究」創刊号、1993年9月、pp.7.

(2) 同5月27日、同上p.8

(3) 強姦事件処断の実例をあげると、1942年7月18日午前2時頃、中国上海の民家に進入し、15歳の中国人少女に銃剣を突きつけて強姦したある上等兵は、この家から告発されて軍法会議にかけられ、7月27日に懲役3年、一等兵への降等されている（第3飛行師団司令部「軍人の変死に関する報告」、『陸支普大日記』（陸軍中国関係文書綴）1942年第13号所収、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）

(4) 中支那派遣憲兵隊司令部「昭和十六年十一月陸軍軍人軍属非行表」1941年11月、『陸支普大日記』1942年第6号所収。